

平成22年度生産環境総合対策事業

有機農業総合支援事業・有機農業栽培技術体系化促進対策（農林水産省補助事業）

有機農業基礎データ作成事業 報告書

平成23年3月



NPO法人MOA自然農法文化事業団

はじめに

平成22年度有機農業基礎データ作成事業（以下、「本事業」と略す。）が農林水産省の補助事業としてNPO法人MOA自然農法文化事業団によって実施されました。

本事業は平成22年7月からスタートしました。わずか7カ月という短期間の間に全国津々浦々まで調査が入り、平成23年に入ってから、専門家によりデータ解析が行われました。そのデータを拝見し、胸がワクワクする程の感動を覚えました。今日まで、日本において有機農業を実践する農業者、面積などのデータが十分ではありませんでしたが、本事業によって初めて明らかになってきました。

平成18年、有機農業の推進に関する法律が制定されて以来、この法律に基づいて、国および地方自治体には有機農業を推進する責務を有することとなりました。法律はできたものの、有機農業の基礎的な実態が明らかとなっていない現状では効率的で効果的な施策を実施する上で支障が生じておりました。そこで本事業がスタートしたわけです。しかし、いかに法律の存在下とはいえ、本事業を国や地方自治体が行おうとするには相応の人的資源、および時間がかかることは容易に想像できます。また、NPO法人MOA自然農法文化事業団が単独で行おうとするにも、いかに自然農法70余年の実績があり、全国都道府県に有機農業に詳しい自然農法普及員を配置しているとはいえ、難しかったと思います。本事業の成果はまさしく、有機農業推進法の下に、農林水産省を始め、関係機関と当事業団との絶妙なコンビネーションによって達成されたものと思うと感無量です。関係された皆様には深甚なる謝意を表します。

さて、今回の調査で一番お喜びになったのはどなたでしょうか。関係された方々はさぞかし満足されていらっしゃるかと存じますが、一番喜ばれた方はと申しますと、高い志を持ちながらも周囲の人から理解されず、家族で細々と有機農業を続けてこられた農家の人たちではないでしょうか。自分たちのやってきたことがようやく国から認められたということです。彼らはこの調査により大変な励ましを頂き、以前にも増して有機農業に精を出してくださるものと思います。また、今回の調査を通してたくさんの有機農業の実施者を発掘することができました。本報告書は彼らのご協力のたまものですから、全国の有機農業者に最大限の謝意を表します。

この報告書が日本の有機農業のさらなる発展に寄与できることを皆様とともに祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。

平成23年3月31日

NPO法人MOA自然農法文化事業団理事長 奈良安規

1. 目的

農林水産省が平成22年4月に公募した平成22年度生産環境総合対策事業のうち、有機農業総合支援事業・有機農業栽培技術体系化促進対策（有機農業基礎データ作成事業）に、MOA自然農法文化事業団が応募し、採択された（7月7日）。本事業は今年度が初年度であり、5年間継続の予定である。

国は平成18年有機農業の推進に関する法律を制定し、平成19年に基本方針を公表し、おおむね5年間という期間を定めて、全国の農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を目標にして取り組んできたが、有機農業者数や有機農業実施面積をはじめ有機農業に関する基礎的なデータが十分に整っていないのが実状である。

このために有機農業基礎データ作成事業（以下、「本事業」と略す。）において、全国の有機農業に関する生産、流通等の基礎データを収集し、その分析結果を取りまとめ、広く社会に公表することにより、都道府県および市町村の有機農業推進の取り組みに役立てるとともに、有機農業への参入促進および普及啓発、標準栽培技術指導書の作成にも資することを目的とする。

2. 定義

この報告書中で使用する用語について、その定義を定めておいた方が良いものについて定義付けする。

（1）有機農業

有機農業の推進に関する法律（平成十八年十二月十五日法律第百十二号）の第二条により定義されたものをいう。以下、その条文である。

この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（2）有機農業者

前項の有機農業を実践する者のうち、さらに以下の条件を満たすものとする。

栽培の主となるほ場において有機 JAS で認められているもの以外の農薬および化学肥料を使用していないこと

遺伝子組換え作物を栽培していないこと

農家（耕地面積が10a以上の個人世帯であるか、年間農産物販売金額が15万円以上の個人世帯）であること。ただし、3年以内に新規就農し上記と の条件を満たしている者は、その限りではない

過去1年間に有機農業で生産された農産物の販売実績があること。3年以内に新規就農した者については、有機農産物の販売を予定していること

有機農業を実施している農地は固定されていること

（3）有機農業実施ほ場

前項（2）で定義された有機農業者が、前述の（1）で定義された有機農業を実施しているほ場のことをいう。

（4）有機農産物

前項（3）で定義された有機農業実施ほ場で生産された農産物のことをいう。

3. 協議会の設置

本事業の遂行にあたり、統計学をはじめとした各分野の専門家の方々の協力をいただき、協議会を設置した（表1）。

平成22年6月12日に第1回協議会を開催し、本事業の実施計画についてさまざまな討議を行った。中でも特に時間を割いたのは、データの精度を高めるためにどのような標本抽出をすれば良いかという点であり、統計学の専門家の意見を参考に、最善と思われる調査方法を決定した。また、平成23年2月19日に第2回協議会を開催し、得られたデータに関する討議と報告書案に関する話し合いを行った。

表1. 有機農業基礎データ作成事業協議会 委員一覧

所属・役職	氏名	協議会における役割 (専門分野)	備考
有機農業実施者	三上 新一	会長(農業)	有限会社瑞宝代表 平成21年度農林水産祭 天皇杯受賞
(独)農業環境技術研究所 生態系計測研究領域長	三輪 哲久	調査設計・分析・評価 (統計学)	農学博士
宇都宮大学農学部 准教授	山根 健治	調査設計・分析 (園芸学)	農学博士
(独)農研機構東北農業研究センター、カバークロープ研究チーム	小林 浩幸	調査技術 (雑草生態学)	農学博士
(財)環境科学総合研究所 所長	木嶋 利男	調査全般 (植物病理・有機農業)	農学博士
株MOAインターナショナル 代表取締役	田口 誠	流通 (有機農産物の流通販売)	自然食関係業者との連携

4. 調査方法

(1) 一次調査：各都道府県の有機農家数

本事業の公募要領にある成果目標基準は、「有機農業の実態把握に資する生産、流通等に関する3項目以上・それぞれ500件以上のデータ収集」である。しかし、これだけでは日本における有機農業の実態を把握するには不十分と考え、まず全国にどれだけの有機農家がいるのか、その数を推計することを目標とした。ただし、有機JAS認定事業者のデータは農林水産省において別途公表しているため、この一次調査では有機JASを取得していない有機農業に取り組む農家のみを対象とした。

本事業は単年度で成果を出すことが条件であるので、調査期間が限られる中、調査精度を高めるため、無作為標本抽出法により行った。具体的には、以下のような方法により全国の有機 JAS を取得していない有機農家数の推計を行った。

調査対象地域

2005 年の農林業センサスの情報を元に、各都道府県の中から農家数、耕地面積ともに 20%以上になるように無作為に選択された市町村を対象とする。

(表 2 参照：静岡県の場合、順位が 1 の戸田村から 15 までの浜松市までが調査対象市町村となる。全都道府県の調査対象市町村のデータは、紙面の関係で掲載しないが、当事業団のホームページにて公開しているので、参照願いたい。

<http://www.moaagri.or.jp>)

調査対象

有機農業に取り組む農家(ただし、有機 JAS を取得していない)

(具体的には、有機 JAS を取得していない有機農業者(「有機農業者」の定義は 2 . 定義(2)を参照)が世帯員としている農家)

調査期間

平成 22 年 7 月 12 日から平成 22 年 10 月 31 日まで

調査員

表 3 に示す総勢 59 名

具体的な調査手法

農政局、都道府県や市区町村の農政課、普及指導センター、農業委員会、JA、有機農業関連団体などからの情報、既知の有機農業者・直売所からの情報、インターネット検索、などを通して基本的な情報を収集し、対象市町村に足を運び、直接農業者に聞き取りをして確認する方法で調査した。

表 2 . 静岡県における一次調査対象市町村 (例示)

並び替え順位	市町村名	No.	農家数 (戸) 注1	面積 (ha) 注2	農家数割合 (%)	農家数積算割合 (%)	面積割合 (%)	面積積算割合 (%)	販売農家数 (戸)	販売農家面積 (ha)	自給的農家数 (戸)	自給的農家面積 (ha)
1	戸田村	323-00	153	52	0.2	0.2	0.1	0.1	57	35	96	17
2	伊豆長岡町	321-00	339	147	0.4	0.6	0.3	0.4	199	122	140	26
3	浅羽町	481-00	516	949	0.7	1.3	1.8	2.2	411	931	105	18
4	河津町	302-00	478	185	0.6	1.9	0.4	2.5	257	143	221	42
5	大仁町	327-00	522	204	0.7	2.6	0.4	2.9	222	149	300	55
6	掛川市	213-00	2,833	2,433	3.7	6.3	4.7	7.6	1,901	2,266	932	167
7	豊岡村	485-00	615	421	0.8	7.1	0.8	8.4	352	376	263	45
8	富士川町	381-00	406	121	0.5	7.7	0.2	8.6	115	70	291	51
9	森町	461-00	968	917	1.3	8.9	1.8	10.4	642	855	326	62
10	相良町	422-00	1,456	1,601	1.9	10.8	3.1	13.4	1,175	1,549	281	51
11	熱海市	205-00	320	97	0.4	11.2	0.2	13.6	119	66	201	31
12	岡部町	401-00	716	488	0.9	12.2	0.9	14.6	505	452	211	37
13	御前崎市	223-00	1,424	1,125	1.9	14.0	2.2	16.7	1,046	1,061	378	64
14	裾野市	220-00	1,206	524	1.6	15.6	1.0	17.7	529	398	677	125
15	浜松市	202-00	7,003	3,695	9.1	24.8	7.1	24.8	4,142	3,198	2,861	497
16	籠山村	486-00	159	44	0.2	25.0	0.1	24.9	56	25	103	19
17	長泉町	342-00	353	206	0.5	25.4	0.4	25.3	194	178	159	27
18	豊田町	484-00	744	540	1.0	26.4	1.0	26.3	494	492	250	48
19	細江町	521-00	942	794	1.2	27.6	1.5	27.8	674	748	268	46
20	松崎町	305-00	558	138	0.7	28.4	0.3	28.1	113	62	445	76
21	大東町	447-00	1,157	751	1.5	29.9	1.4	29.5	769	682	388	70
22	春野町	462-00	670	273	0.9	30.8	0.5	30.0	348	216	322	58
23	三ヶ日町	523-00	1,514	2,017	2.0	32.7	3.9	33.9	1,293	1,977	221	40
24	水窪町	488-00	209	41	0.3	33.0	0.1	34.0	28	13	181	28
25	富士市	210-00	2,665	1,849	3.5	36.5	3.5	37.5	1,407	1,622	1,258	227
26	佐久間町	487-00	379	87	0.5	37.0	0.2	37.7	94	39	285	47
27	蒲原町	382-00	129	41	0.2	37.2	0.1	37.8	53	29	76	11
28	三島市	206-00	1,019	672	1.3	38.5	1.3	39.0	629	599	390	73
29	川根町	426-00	629	402	0.8	39.3	0.8	39.8	498	382	131	20
30	菊川市	224-00	2,500	2,747	3.3	42.6	5.3	45.1	1,895	2,635	605	112
31	沼津市	203-00	1,883	1,596	2.5	45.0	3.1	48.1	1,261	1,492	622	104
32	焼津市	212-00	1,576	678	2.1	47.1	1.3	49.4	849	545	727	134
33	伊東市	208-00	658	274	0.9	47.9	0.5	49.9	328	220	330	53
34	伊豆市	222-00	2,308	776	3.0	51.0	1.5	51.4	972	520	1,336	256
35	福田町	482-00	480	359	0.6	51.6	0.7	52.1	186	309	294	50
36	島田市	209-00	2,024	1,506	2.6	54.2	2.9	55.0	1,317	1,378	707	128
37	引佐町	522-00	1,200	693	1.6	55.8	1.3	56.3	717	602	483	91
38	雄踏町	505-00	295	114	0.4	56.2	0.2	56.5	128	86	167	28
39	函南町	325-00	733	515	1.0	57.1	1.0	57.5	459	466	274	48
40	大須賀町	442-00	434	467	0.6	57.7	0.9	58.4	292	441	142	26
41	新居町	503-00	180	51	0.2	58.0	0.1	58.5	68	33	112	18
42	浜北市	218-00	1,801	1,029	2.4	60.3	2.0	60.5	915	874	886	155
43	舞阪町	502-00	61	9	0.1	60.4	0.0	60.5	19	5	42	5
44	東伊豆町	301-00	378	222	0.5	60.9	0.4	60.9	264	205	114	18
45	南伊豆町	304-00	582	162	0.8	61.6	0.3	61.2	199	98	383	64
46	中川根町	427-00	828	384	1.1	62.7	0.7	62.0	520	333	308	51
47	磐田市	211-00	1,442	1,967	1.9	64.6	3.8	65.7	1,090	1,903	352	63
48	清水町	341-00	264	96	0.3	64.9	0.2	65.9	121	69	143	27
49	金谷町	425-00	925	1,041	1.2	66.2	2.0	67.9	723	1,006	202	35
50	袋井市	216-00	1,516	1,898	2.0	68.1	3.6	71.5	1,046	1,816	470	83

※本表記載の数値は、2005年の農林業センサス公表資料のうち、第1部 農林業経営体調査
農家・林家編「経営耕地のある農家数と経営耕地面積」に掲載された数値を基に計算した。

注1：農家数は販売農家数と自給的農家数を合計した数値

注2：面積は販売農家面積と自給的農家面積を合計した数値

表3. 有機農業基礎データ作成事業 都道府県別調査員名簿

No.	地区	都道府県	氏名(○が付いている人は主担当者)					
1	北海道	北海道	○加藤清貴	小玉郁広	畑 憲一			
			清水幸一	中川祥治	中野敬夫	阿部真久		
2	東北	青森	○小山 茂					
3		岩手	○及川 実					
4		宮城	○肥塚 真					
5		秋田	○豊川 茂					
6		山形	○三島賢一	及川 実				
7	関東	福島	○若松清一					
8		茨城	○須崎昌也	工藤彰治	三山 晋	森山道弘	西島 徹	
9		栃木	○前原充崇					
10		群馬	○山川富夫					
11		埼玉	○山田和生	工藤彰治	三山 晋	森山道弘	前原充崇	
12		千葉	○須崎昌也	工藤彰治	三山 晋	森山道弘	前原充崇	
13		東京	○江里伊都郎					
14		神奈川	○東 利昭					
15		新潟	○宮川正孝	工藤彰治	三山 晋			
16		山梨	○江里伊都郎	工藤彰治	三山 晋	森山道弘	西島 徹	
17	北陸	富山	高橋秀典	○竹中俊輔	中嶋芳郎	細川洋幹	山本直樹	
18		石川	高橋秀典	竹中俊輔	中嶋芳郎	○細川洋幹	山本直樹	
19		福井	高橋秀典	竹中俊輔	○中嶋芳郎	細川洋幹	山本直樹	
20	中部	長野	○下田秀郎	三宅恭弘	坪井正治	板坂康行	三浦伸章	
21		岐阜	○三宅恭弘	坪井正治	板坂康行			
22		静岡	○三浦伸章	河野剛己	工藤彰治	三山 晋	森山道弘	南 宣志
23		愛知	三宅恭弘	○坪井正治	板坂康行			
24		三重	三宅恭弘	坪井正治	○板坂康行			
25	関西	滋賀	奥田浩之	田中慶造	○中村幸員	杉本晃昭	宮島一人	幡多義徳
26		京都	奥田浩之	田中慶造	中村幸員	○杉本晃昭	宮島一人	幡多義徳
27		大阪	○奥田浩之	田中慶造	中村幸員	杉本晃昭	宮島一人	幡多義徳
28		兵庫	奥田浩之	田中慶造	中村幸員	杉本晃昭	○宮島一人	
29		奈良	○奥田浩之	田中慶造	中村幸員	杉本晃昭	宮島一人	
30		和歌山	奥田浩之	○田中慶造	中村幸員	杉本晃昭	宮島一人	
31	中国	鳥取	○中野喜美					
32		島根	○土居勝栄					
33		岡山	○鍵山一治	細川正明	土居勝栄			
34		広島	○山本秀治	細川正明				
35		山口	○緒方善丸					
36	四国	徳島	○巾 博一	鈴木史忠				
37		香川	○巾 博一	鈴木史忠				
38		愛媛	巾 博一	○鈴木史忠				
39		高知	巾 博一	○鈴木史忠				
40	九州	福岡	○渡邊裕二					
41		佐賀	○今村安貴					
42		長崎	○今村安貴					
43		熊本	○高橋勇幸					
44		大分	○村口安彦					
45		宮崎	○宮島一将					
46		鹿児島	○宮島一将					
47	沖縄	沖縄	○安慶名克己	宮里正二	藤井 茂	具志章一郎		

(2) 二次調査：有機農家の各種属性データ

一次調査で見つかった有機農家の中から600件、無作為に抽出し、以下の内容で属性調査を実施した（調査票は巻末の「参考資料1」参照）。

調査対象農家の抽出

表4に一次調査で見つかった有機農家数（有機JAS認定農家を除く）を都道府県別に示してあるが、その数を元にして、全国で600になるように都道府県ごとに按分して標本数を決定した

調査項目

地目別の全耕地面積と有機農業実施面積、品目別の有機農産物出荷量、有機農産物上位5作目（実際に耕地で栽培している有機農産物の品名）別の収量および販売単価（慣行、有機）ほか

調査期間

平成22年11月8日から平成23年1月24日まで

調査員

一次調査と同じ

具体的な調査手法

原則として調査対象農家へ訪問し、直接聞き取る方法で調査した。一部、訪問が困難な場合に限り、調査票を郵送し、必要に応じて電話で確認する方法で調査した。

(3) 二次調査の補足：有機JAS認定事業者の各種属性データ

一次調査では、有機JASを取得している農家は除外した。これは、農林水産省が公表している有機JASほ場の面積、有機JAS格付数量のデータに、本事業で得られた属性データを加算することで、有機農業実施面積、出荷量の全国値が推定できるからである。ただし、有機JAS認定事業者の収量と販売価格についてはデータが公表されていないため、全国で83戸の有機JAS認定事業者（農家）について収量と販売価格のみの調査を実施した（調査票は巻末の「参考資料2」参照）。

(4) 有機農産物の流通に関する調査

有機農産物を扱っている流通業者、直売所などへの聞き取り、既存の文献などを元に、有機農産物の流通の実態を調査した。

表4. 有機農業基礎データ作成事業 都道府県別 一次調査結果（平成22年7月から10月実施）

No.	都道府県	農家数 ※注1	市町村数 ※注2	一次調査対象 市町村数	一次調査対象 市町村内の農 家数	一次調査対象 市町村内の農 家割合 (a)	一次調査で見 つかった有機 農家数 (b)	有機農家の都道 府県内推計値 (b)÷(a)×100
1	北海道	58,542	208	46	11,757	20.1	49	244
2	青森	61,511	65	9	14,066	22.9	27	118
3	岩手	85,871	58	14	19,568	22.8	39	171
4	宮城	77,713	69	15	16,089	20.7	30	145
5	秋田	71,919	65	20	15,559	21.6	23	106
6	山形	61,504	44	10	13,218	21.5	31	144
7	福島	104,252	89	14	21,725	20.8	95	456
8	茨城	114,396	71	14	23,673	20.7	50	242
9	栃木	71,392	47	8	15,387	21.6	15	70
10	群馬	62,418	63	13	13,449	21.5	86	399
11	埼玉	79,195	89	25	18,476	23.3	51	219
12	千葉	81,733	79	17	17,113	20.9	54	258
13	東京	12,721	40	6	2,783	21.9	5	23
14	神奈川	29,621	37	9	6,827	23.0	29	126
15	新潟	106,434	79	16	22,845	21.5	33	154
16	山梨	39,689	41	6	9,431	23.8	25	105
17	富山	39,651	27	9	8,360	21.1	13	62
18	石川	31,577	27	6	7,412	23.5	19	81
19	福井	34,385	29	4	7,734	22.5	41	182
20	長野	126,674	113	26	25,799	20.4	105	516
21	岐阜	78,403	60	11	17,361	22.1	63	285
22	静岡	76,536	68	15	18,955	24.8	35	141
23	愛知	91,398	87	24	20,365	22.3	31	139
24	三重	59,589	50	9	12,405	20.8	27	130
25	滋賀	43,320	39	8	10,064	23.2	18	77
26	京都	38,884	39	12	9,326	24.0	15	63
27	大阪	27,852	43	9	5,615	20.2	16	79
28	兵庫	104,847	77	14	22,274	21.2	23	108
29	奈良	30,571	46	13	7,724	25.3	16	63
30	和歌山	36,473	49	5	8,051	22.1	11	50
31	鳥取	34,941	26	10	8,788	25.2	30	119
32	島根	44,247	42	8	9,737	22.0	87	395
33	岡山	81,744	71	7	16,361	20.0	25	125
34	広島	73,977	51	10	15,802	21.4	54	253
35	山口	49,986	48	12	10,363	20.7	41	198
36	徳島	38,703	47	8	7,893	20.4	10	49
37	香川	47,011	37	8	10,238	21.8	18	83
38	愛媛	55,817	28	5	14,028	25.1	20	80
39	高知	32,479	48	9	7,831	24.1	35	145
40	福岡	74,843	95	23	15,294	20.4	24	117
41	佐賀	37,791	40	12	7,799	20.6	23	111
42	長崎	41,770	56	14	8,430	20.2	23	114
43	熊本	73,980	77	11	16,910	22.9	94	411
44	大分	52,342	55	15	11,444	21.9	33	151
45	宮崎	50,449	44	6	11,013	21.8	29	133
46	鹿児島	88,502	83	12	17,890	20.2	58	287
47	沖縄	23,822	52	14	6,878	28.9	40	139
	全国	2,841,475	2,798	591	620,110	21.8	1,719	7,865

※注1:2005年農林業センサスより、自給的農家と販売農家を合計した数字である。

※注2:2005年農林業センサスに基づく市町村区分による数字である。

※この表内の「有機農家」とは、有機JASを取得していない有機農家のことである。

5 . 結果と考察

(1) 一次調査

表 4 に、都道府県別の一次調査で見つかった有機農家数(有機 JAS 認定農家を除く)、ならびに各都道府県の有機農家数の推計値を示した。各都道府県の有機農家数(有機 JAS 認定農家を除く)の推計方法は以下の通りである。

$$\left(\begin{array}{l} \text{一次調査で見つかった有機} \\ \text{農家数(有機 JAS 認定農家} \\ \text{を含まない)} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{当該都道府県内におけ} \\ \text{る調査対象市町村内の} \\ \text{農家の割合(\%)} \end{array} \right) \times 100$$

この計算によって得られた各都道府県の有機農家数(有機 JAS 認定農家を除く)の推計値を合計すると 7,865 という数値になり、この数値に平成 22 年 3 月 31 日現在の有機 JAS を取得した農家戸数(農林水産省発表) 3,815 を足すと、全国の有機農家数の推計値となり、約 1 万 2,000 戸という結果が得られた。

$$7,865 + 3,815 = \underline{11,680 \text{ (約 12,000)}}$$

本調査は全国の 20% 強の市町村を無作為に抽出した標本調査としたので、統計学上から言うと誤差はかなり小さいものとなる。しかし、それはあくまでも対象市町村内に存在する有機農家をすべて探し出したことが前提となる。時間的に制限のある中での調査のため、有機農家の見落としがあり得る。

そこで、今回調査した 591 市町村内について農家数の規模ごとに階層分けし、その階層ごとに総農家数と有機農家数(有機 JAS 認定農家を除く)を集計した結果を表 5 に示した。階層 1 から 12 までは農家数を 250 戸単位で分け、農家数の多い階層 13 以降は 1,000 戸単位で分けてある。また、各階層内の有機農家数(有機 JAS 認定農家を除く)をその階層内の総農家数で割って 100 をかけた数字(有機農家割合)を折れ線グラフにしたのが図 1 である。591 市町村内の総農家数 620,110 戸に対する、一次調査で見つかった有機農家数(有機 JAS 認定農家を除く) 1,719 戸の割合は 0.28% であり、図 1 では点線で示してある。階層 1 から階層 4、すなわち農家数が 1,000 戸未満の市町村では、有機農家割合は他より高く、階層 5 まで急激に減少し、それ以降は減少がなだらかになる。農家数が少ない市町村ほど現場で対象となる有機農家を探す際にも調査範囲が小さいことが考えられるので、有機農家を比較的に見つけやすく、有機農家割合が高いことが考えられる。しかし、この農家数の少ない市町村名を調べると、都市近郊や有機農業への取り組みが盛んな地域として有名な市町村が多く含まれていることが見て取れる。

階層 5 以上(農家数が 1,000 戸以上の市町村)のみを対象として回帰直線を求め、図 1 では細い実線で示してあるが、上の階層にいくほど有機農家割合が緩やかではあるが減少する傾向にあることが分かった。このことより、市町村の規模が大きくなればなるほど調査する範囲も広くなり、有機農家を探すのが難しくなるため、見落としした有機農家がある可能性を否定できない。

この「見落とし」による誤差の存在が想定されるが、無作為標本抽出法により 20% 強

の標本を抽出して調査したこと、これまで日本における有機農家数について公式に発表された数字がないことを考えると、今回の調査で得られた推計値は大いに価値のあるものとする。一層精度を上げていくためにも、継続して調査する必要があるだろう。

表5. 農家数の規模ごとに集計した有機農家割合

階層	農家数の規模	市町村数	有機農家割合(%)	階層内の総農家数	階層内の有機農家数
1	0戸以上 250戸未満	77	0.58	11,429	66
2	250戸以上 500戸未満	127	0.42	47,836	202
3	500戸以上 750戸未満	103	0.41	62,712	256
4	750戸以上 1000戸未満	77	0.38	66,538	251
5	1000戸以上 1250戸未満	61	0.19	68,371	132
6	1250戸以上 1500戸未満	31	0.28	42,482	118
7	1500戸以上 1750戸未満	30	0.27	47,525	129
8	1750戸以上 2000戸未満	13	0.17	24,164	40
9	2000戸以上 2250戸未満	15	0.22	31,672	71
10	2250戸以上 2500戸未満	14	0.27	32,954	88
11	2500戸以上 2750戸未満	8	0.21	20,956	44
12	2750戸以上 3000戸未満	5	0.26	14,391	37
13	3000戸以上 4000戸未満	10	0.14	34,934	50
14	4000戸以上 5000戸未満	8	0.16	36,007	59
15	5000戸以上 6000戸未満	6	0.24	32,602	79
16	6000戸以上	6	0.21	45,537	97
	合計	591	0.28	620,110	1,719

※この表内の「有機農家」とは、有機JASを取得していない有機農家のことである。

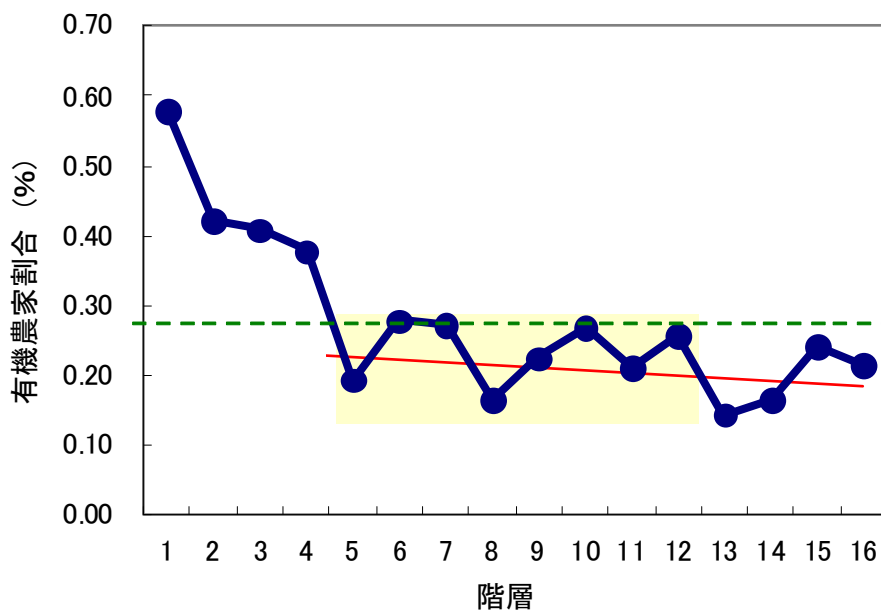


図1. 各階層における有機農家割合 (%)

※点線は調査した市町村の有機農家割合の 0.28%の線
 ※細い実線は階層5以上の点のみを対象とする回帰直線

一次調査において全国 591 市町村において有機農家を探し回っていた調査員の声を聞いたところ、調査手法で一番有効だったのはインターネットによる検索であった。このことより、有機農家は販路拡大のためインターネットを活用していることが伺われる。次に有効だったのは直売所をたずね、「有機」「無肥料無農薬」などの文字を見つけて農家にたどり着く方法や、すでに見つかった有機農家から直接情報を得る方法などであった。また、情報源として、有機農産物を購入している消費者や有機農産物を取り入れているレストランからの情報提供も多数あった。

今回の有機農家の実態把握のための調査は、調査員が現地に足を運び、足を棒のようにして情報収集に歩き回ったことでより確実に把握できたものと考えられる。有機農業者一人一人と面接し、圃場を確認し、苦労話や意見等を聞く中で、有機農業推進法に基づく国の施策を理解していただき、気持ち良く情報提供していただいた。

今回の一次調査の中で多数の有機農業者と出会ったが、対象とする基準を明確にしたため惜しくも対象から外れた自称有機農業者も多数いることが分かった。今後、有機農業の普及・拡大のためには、そういったいわゆる有機農業者予備軍という人の掌握と、その人たちへの技術的な支援が必要であると思われた。

(2) 二次調査

標本数 600 のうち、有効回答数は 573 (95.5%) であった。無効回答の 27 には調査を拒否した例、二次調査を始める前に栽培内容に関して再度詳細な聞き取りを行った際に有機 JAS では使用できない資材を使っていた例、有機農産物の販売実績がなかった例などが含まれる。また、573 のうち、きのこ類の栽培のみを行う農家は 48 あった。

二次調査対象農家の経営主の年齢の度数分布を図 2 に示す。最小値 26 才、最大値 89 才、平均値 59.0 才であった ($n = 557$ 、16 は無回答と法人)。正規分布に近いが、歪度が -0.32 でやや右に偏っている。中央値 (メディアン) は 60 才、最頻値 (モード) は 60 才以上 65 才未満の階級であった。2010 年農林業センサスによると、平成 22 年の農業就業人口の平均年齢が 65.8 才であることから、有機農家の経営主は全体に比べて 6.8 才若いことが分かった。

農業を始めてからの年数の度数分布を図 3 に示す。最小値 1 年、最大値 73 年、平均値 27.6 年であった ($n = 573$)。大きな山が 10 年と 40 年の 2 つあるが、前項の結果と合わせて読み解くと、10 年の山は別の職業に就いていた人が途中から就農した人の集団が多く、40 年の山は親の後を継いで 20 才前後に就農した人の集団であろうと思われた。

有機農業を始めてからの年数の度数分布を図 4 に示す。最小値 1 年、最大値 60 年、平均値 15.8 年であった ($n = 573$)。標本の 573 の内、就農と同時に有機農業を始めた例は 249 (43%) があった。また、有機農業を始めて 10 年以下の人は 234 人であり、全体の約 41% を占める。その 234 人の年齢の度数分布を調べたところ、60 才以上 65 才未満の割合が極端に高かった (巻末の参考資料 3 参照)。

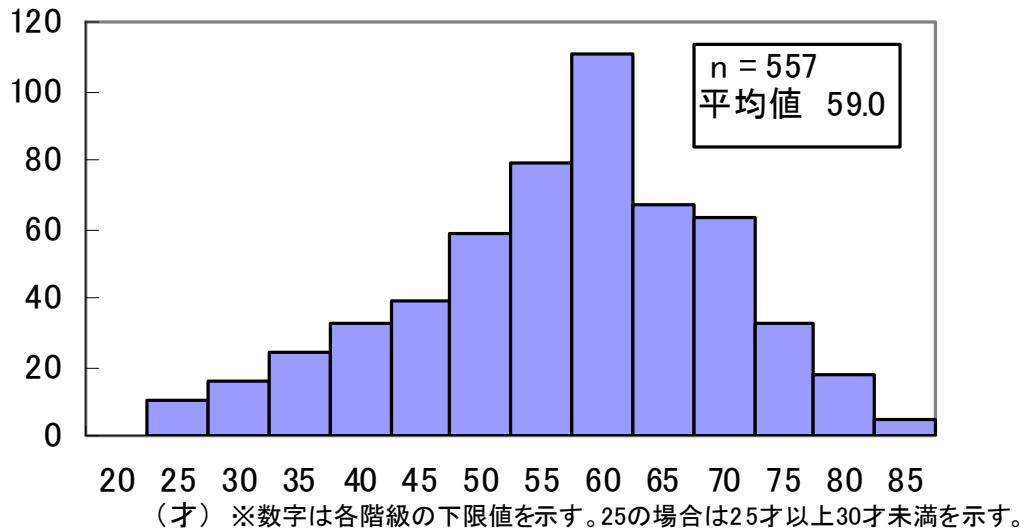


図2. 二次調査対象農家の経営主の年齢の度数分布

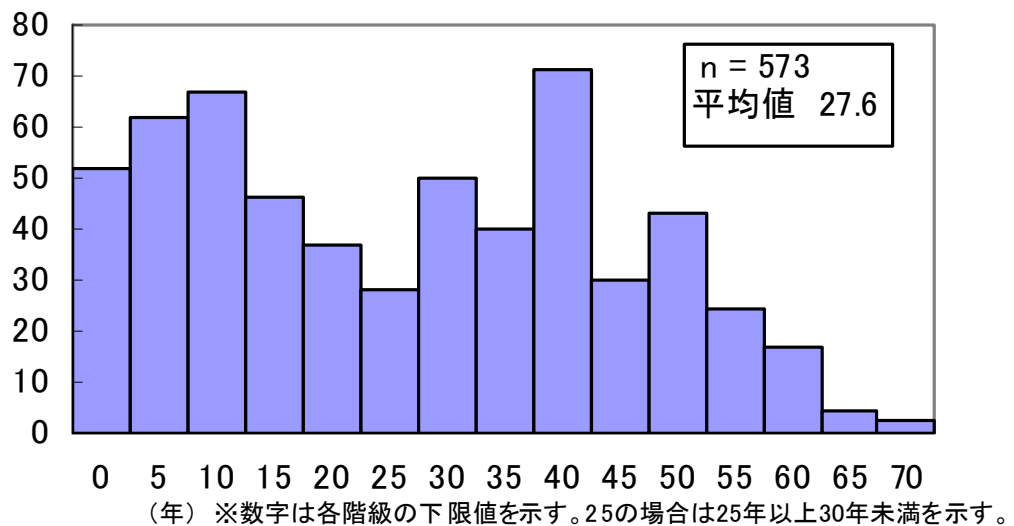


図3. 農業を始めてからの年数

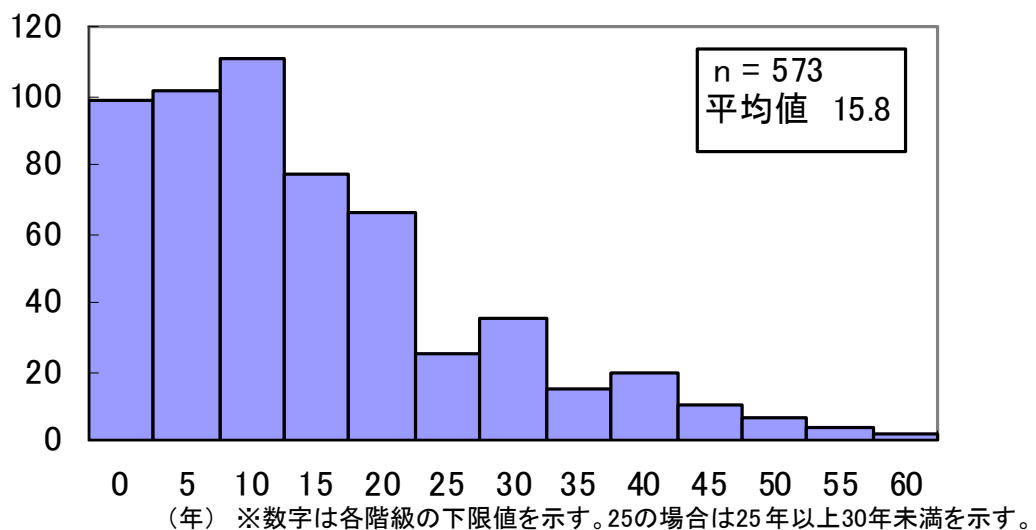


図4. 有機農業を始めてからの年数

有機農業を始めたキッカケについては、標本ごとの回答を、その要点を最大3つまで抽出し、集計した結果を表6に示す。「安全・安心な農産物を作りたい」、「健康のため」、「農薬による健康被害、農薬が嫌い」といった健康に関する事柄がキッカケとなった割合が高いことが分かった。次いで、「親、祖父、または配偶者の実家が有機農業をやっていて、それを継いだ」という件数が51あり、573標本の約7%を占めていた。

表6. 有機農業を始めたキッカケ

要 点	件数	(%)
1 他からの勧め・助言、他の有機農業実施者の影響	100	13.8
2 安全・安心な農作物を作りたい	98	13.5
3 (自分、家族、消費者の)健康のため	98	13.5
4 親が有機農業をやっていて、それを継いだ	51	7.0
5 農薬による健康被害、農薬が嫌い	51	7.0
6 環境保全に関心がある	38	5.2
7 本、雑誌を読んで(テレビ1、ラジオ1含む)	33	4.5
8 脱サラ、または定年退職後始めた	20	2.8
9 良質のものを求めて	18	2.5
10 自給自足するなら有機で、自分も食べたいから	17	2.3
11 食べておいしかったから	14	1.9
12 やってみたい、前から興味があった	14	1.9
13 消費者・業者からの要望	13	1.8
14 コスト面で有利なので	11	1.5
15 講演・研修会に参加して	8	1.1
16 地方自治体、JAなどからの勧め	8	1.1
17 副業として	7	1.0
18 講演・研修会に参加して	5	0.7
19 地域づくりのため	3	0.4
20 販路があったから	2	0.3
21 その他	117	16.1
合 計	726	

※1標本の回答について、その要点を最大3つに仕分けし、全データ中の累積件数の多かった順に並べた。

※573の内、無回答は13であった。

※本、雑誌を読んで(テレビ1、ラジオ1含む)の内訳

岡田茂吉の「自然農法」に関する論文・・・17

福岡正信の「ワラ1本の革命」・・・3

有吉佐和子の「複合汚染」・・・2

「現代農業」・・・2

その他の本・・・7

青森県のリンゴ農家、木村さんのテレビ放映・・・1

ラジオで自然の物を食べれば病気が治るという話を聞いて・・・1

農業従事者数の平均は、家族（本人含む）で 2.1 人であった（n = 569、4 件は法人のため除外した）。

耕地面積

標本から得た有機 JAS を取得していない有機農業実施ほ場の面積データを都道府県ごとに集計し、以下の計算式を用い、各都道府県の推計値を求め、それらを合計して全国推計値とした。その値と、農林水産省が公表している有機 JAS ほ場に関するデータを加算したものを表 7 に示す。その結果、日本国内に占める有機ほ場の面積の割合は約 0.36% となる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{二次調査対象} & & & & \text{一次調査で見つ} & & \text{調査対象市町} \\ \text{農家の耕地面積} & \div & \text{二次調査} & \times & \text{かった有機農家} & \div & \text{村の農家割合} \\ \text{合計値} & & \text{対象農家数} & & \text{数} & & \text{(\%)} \\ & & & & & & \times 100 \end{array}$$

参考として、各都道府県別の推計値を掲載した表を巻末の参考資料 4 に示す。

表7. 国内における有機農業実施ほ場の面積

この調査結果表のうち、有機JASほ場については農林水産省が公表しているものである。有機農業実施ほ場(有機JASほ場を除く)については、「有機農業基礎データ作成事業」において、全国から20%強の市町村を無作為に抽出し、その内にある有機農家(有機JAS認定農家を除く)を探し出し、さらにその中の約3分の1のサンプルを無作為に抽出し、調査したデータに基づき推計した値である。

	合計 (①+②+⑥)	①田	②畑 (③+④+⑤)			⑥その他	
			③普通畑	④樹園地	⑤牧草地		
有機農業実施ほ場 (有機JASほ場) (ha)	9,067	2,981	6,076	4,396	1,196	483	10
(割合:%)	(100.0)	(32.9)	(67.0)	(48.5)	(13.2)	(5.3)	(0.1)
有機農業実施ほ場 (有機JASほ場を除く) (ha)	7,300	4,000	3,200	2,700	440	88	150
(割合:%)	(100)	(54)	(44)	(37)	(6.0)	(1.2)	(2.0)
合計 (ha)	16,417	6,981	9,276	7,096	1,636	571	160
(割合:%)	(100)	(43)	(56)	(43)	(10)	(3.5)	(1.0)

※小数点以下は四捨五入したので、合計と内訳が一致しない場合がある。

※有機JASほ場の面積は平成22年4月1日現在の数字、有機JASほ場を除く有機農業実施ほ場の面積は平成23年1月31日現在の推計値(有効数字2ケタ)である。

- ・国内の耕地面積 460万9,000 (ha) 農林水産省統計部の公表値(平成21年)
- ・有機農業実施ほ場(有機JASほ場)の面積の割合 約 0.20(%) ... (A)
- ・有機農業実施ほ場(有機JASほ場を除く)の面積の割合 約 0.16(%) ... (B)
- ・日本国内に占める有機農業実施ほ場の面積の割合 約 0.36(%) ... (A) + (B)

【ほ場の種類の分類について】	
田	田とは、たん水設備(けい畔など)とこれに所要の用水を供給する設備(用水源、用水路)を有する耕地をいう。
畑	田以外の耕地をいい、通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び、牧草地を含む。
普通畑	畑のうち樹園地及び牧草地を除いた畑。
樹園地	果樹、茶などの木本性作物を1a以上集団的(規則的、連続的)に栽培する畑をいう。なお、ホップ園、バナナ園、パインアップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含む。
牧草地	牧草地とは、牧草の栽培を専用とする畑をいう。
その他	きのこと栽培における採取場等。

※田(水稲)の裏作で生産した農産物については、畑にカウントしていない。

※有機農業実施ほ場(有機JASほ場)については、転換期間中も調査対象とした。

※有機農業実施ほ場(有機JASほ場を除く)については、有機農業の開始初年の場合もカウントした。

有機農産物の出荷量

標本から得た出荷量データを作目区分ごとに集計し、前項目のと同じような計算方法により、各都道府県の推計値を求め、それらを合計して全国推計値とした。表8に、有機JAS農産物の格付数量を加算し、国内の有機農産物の出荷量の推計値を示した。

表8. 国内の総生産量と有機農産物の出荷量

区 分	総生産量 ※注1	有機農産物 の出荷量 (①+②)	①有機農産物 の出荷量 (有機JAS格 付実績) ※注2	②有機農産物 の出荷量 (有機JAS格 付実績を除く) ※注3	総生産量に 占める割合 (③+④) ※注4	③有機農産 物の出荷量 (有機JAS格 付実績)の割 合	④有機農産 物の出荷量 (有機JAS格 付実績を除 く)の割合
野菜	15,958,000 t	62,644 t	37,644 t	25,000 t	0.39 %	0.24 %	0.16 %
果樹	3,379,000 t	3,636 t	2,436 t	1,200 t	0.11 %	0.07 %	0.04 %
米	8,474,000 t	25,565 t	11,565 t	14,000 t	0.30 %	0.14 %	0.17 %
麦	853,000 t	1,042 t	782 t	260 t	0.12 %	0.09 %	0.03 %
大豆	230,000 t	1,169 t	939 t	230 t	0.51 %	0.41 %	0.10 %
緑茶(荒茶)	95,500 t	1,993 t	1,873 t	120 t	2.09 %	1.96 %	0.13 %
その他の農産物	108,000 t	5,503 t	2,103 t	3,400 t	5.10 %	1.95 %	3.15 %
合 計	29,097,500 t	101,552 t	57,342 t	44,000 t	0.35 %	0.20 %	0.15 %

注1:総生産量は平成21年度食料需給表(概算値)(緑茶(荒茶)の総生産量は農林水産省統計部の公表値)による。

注2:農林水産省が公表している「平成21年度 認定事業者に係る格付実績」中の「国内の総生産量と格付数量(平成21年度)」による。

注3:標本データを区分ごとに都道府県別に集計し、都道府県内で推計した後、合算した全国推計値を掲載している。推計値のため有効数字は2ケタで表している。

注4:小数点以下は四捨五入したので、合計と内訳が一致しない場合がある。

上位 5 作目の有機農産物の収量と、販売価格について

標本 573 中に含まれる有機農産物上位 5 作目の品名データ数は、のべ 1410 で、その内、慣行農法による農産物に対して有機農法による農産物が何%高く売れるかという数字(以下、販売価格慣行比という)のデータが記入されていたのは 1140 であった(回収率 81%)。品名とデータ数の一覧を表 9 に、販売価格慣行比の度数分布を図 5 に示す(n = 1140、平均値 46%)。

次に、米(うるち)についての販売価格慣行比の度数分布を図 6 に(n = 204、平均値 99%)、米(うるち)についての慣行農法における平年収量(kg/10a)から有機農法における平均的な収量(kg/10a)を引いた数字(以下、減収重量という)の度数分布を図 7 に(n = 186、平均値 124kg/10a)示す。

つまり、有機農家(有機 JAS 認定農家を除く)における米(うるち)の平均的な収量は慣行農法に比べて 10a 当たり約 120kg(2 俵)低いが、販売価格の平均値は慣行の約 2 倍であることが分かった。

表9. 有機農産物(有機JAS格付実績を除く)上位5作目の品名とデータ数

野菜	598	ダイコン	62
		タマネギ	48
		トマト	40
		ニンジン	39
		キウリ	33
		ホウレンソウ	31
		ナス	28
		キャベツ	27
		コマツナ	27
		ネギ	26
		カボチャ	22
		ハクサイ	20
		トウモロコシ	13
		レタス	13
		インゲン	12
		ピーマン	12
エダマメ	11		
その他	134		

いも類	126	ジャガイモ	55
		サトイモ	31
		サツマイモ	24
		その他	16

果樹	55	かんきつ類	15
		ブルーベリー	14
		梅	6
		ブドウ	5
		その他	15

米	211	うるち米	204
		もち米	3
		その他	4

小麦、大麦	15
-------	----

そば	20
----	----

大豆	30	※黒大豆5 含む
----	----	----------

小豆	8
----	---

その他の豆類	3
--------	---

雑穀	9	ゴマ	3
		エゴマ	3
		その他	3

緑茶(荒茶)	14
--------	----

紅茶(荒茶)	1
--------	---

ナッツ類	4	ギンナン	2
		栗	2

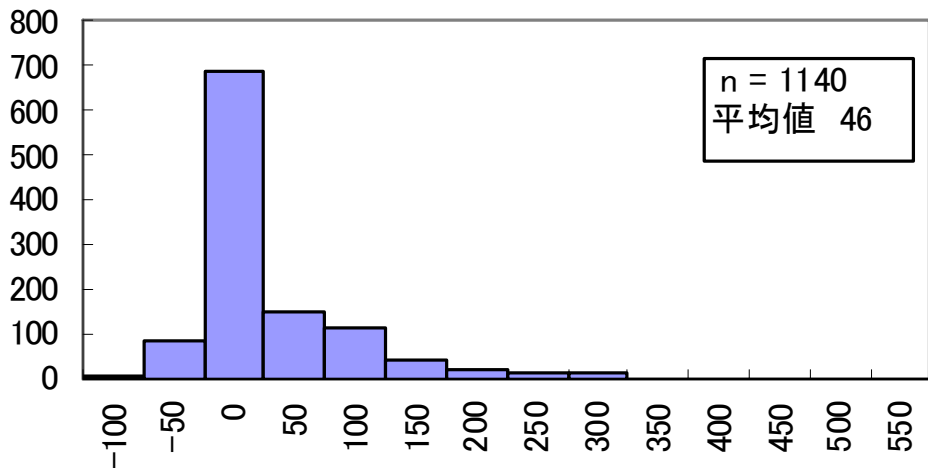
こんにゃく芋	5
--------	---

ナタネ	2
-----	---

きのこ類	39
------	----

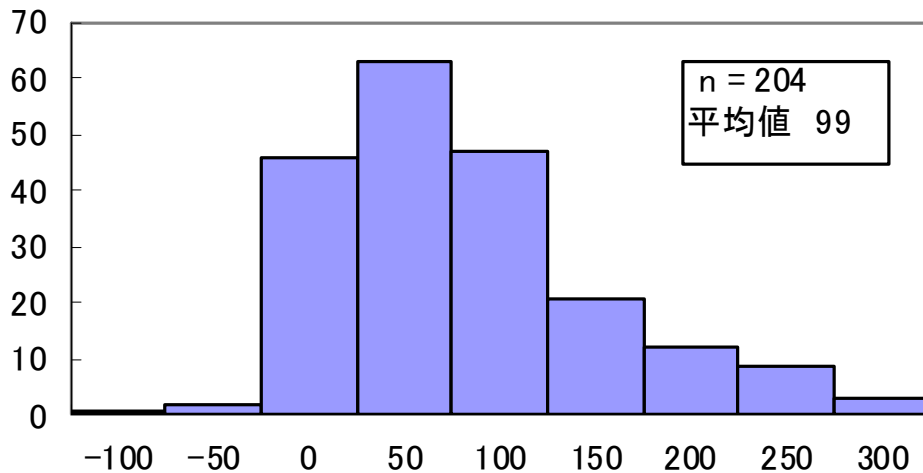
合計	1,140
----	-------

※データ総数1410のうち、販売価格慣行比が不明のものを除いた。



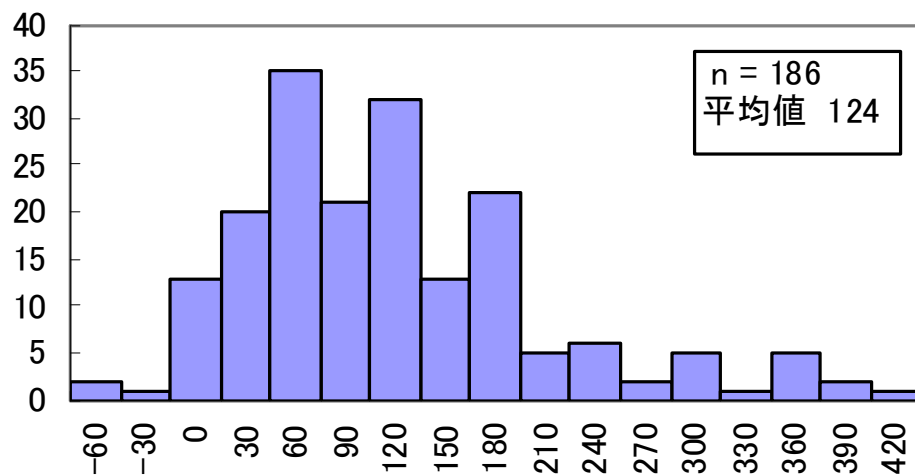
(%) ※数字は各階級の下限値を示す。50の場合は50%以上100%未満を示す。

図5. 有機農家(有機JAS認定農家を除く)における販売価格慣行比の度数分布



(%) ※数字は各階級の下限値を示す。50の場合は50%以上100%未満を示す。

図6. 有機農家(有機JAS認定農家を除く)におけるうるち米の販売価格慣行比の度数分布



(kg/10a) ※数字は各階級の下限値を示す。60の場合は60以上90未満を示す。

図7. 有機農家(有機JAS認定農家を除く)におけるうるち米の減収重量の度数分布

野菜、果樹、米、麦、大豆、緑茶（荒茶）の区分における、減収率の平均値、販売価格慣行比の平均値を表10に示す。

表10. 有機農産物の減収率の平均値、販売価格慣行比の平均値

区 分	減収率の 平均値 (%) ※注1	減収率の平均値 の計算に用いた 標本数	販売価格慣行比 の平均値 (%) ※注2	販売価格慣行比 の平均値の計算に 用いた標本数
野菜	29	425	30	728
果樹	30	38	16	55
米	25	193	99	204
麦	24	10	30	11
大豆	12	23	37	24
緑茶(荒茶)	27	13	40	14
全 体	25	731	46	1140

注1：減収率の計算は以下の通りである。

$(\text{慣行農法における年平均収量} - \text{有機農法における平均的な収量}) \div \text{慣行農法における年平均収量} \times 100$

注2：販売価格慣行比とは、慣行農法の農産物に対して有機農法の農産物が何%高く売れるかという数字である。

有機農産物の販売先

この質問は有機農産物の販売先について、a.自分で配達、b.直売所、c.宅配便、d.小売店、e.レストラン、f.JA、g.その他の中から該当するものすべてに丸をつけてもらった。その結果を図8に示す。

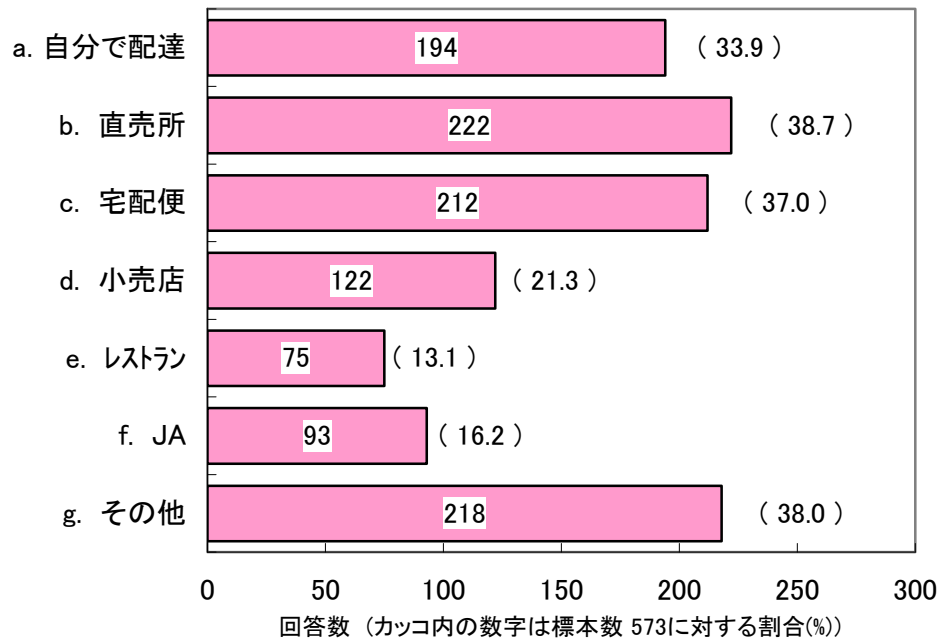


図8. 有機農産物の販売先 (※複数回答あり)

※[その他]と回答した例が218あり、その具体的記述を多い順にその数を記載した。
カッコ内の数字は 218回答例中の割合を示す。

特定の業者へ卸す	136 (62%)
学校関係へ販売	14 (6.4%)
産直	12 (5.5%)
市場	10 (4.6%)
観光農園	9 (4.1%)
庭先販売	8 (3.7%)
インターネット	7 (3.2%)
その他	22 (10%)
合計	218 (100%)

有機農産物の販売するエリア

この質問は有機農産物の販売するエリアについて、a.縁故関係、b.居住市町村内、c.居住都道府県内、d.全国の中から該当するものすべてに丸をつけてもらった。bの範囲はc、dに含まれ、cの範囲はdに含まれるため、集計する段階で、b、c、dはより範囲の広いもの限定した(例えば、b、c、dすべてに丸がついている場合はdのみにした)。aと他のものは重複回答をありとして扱っている。その結果を図9に示す。

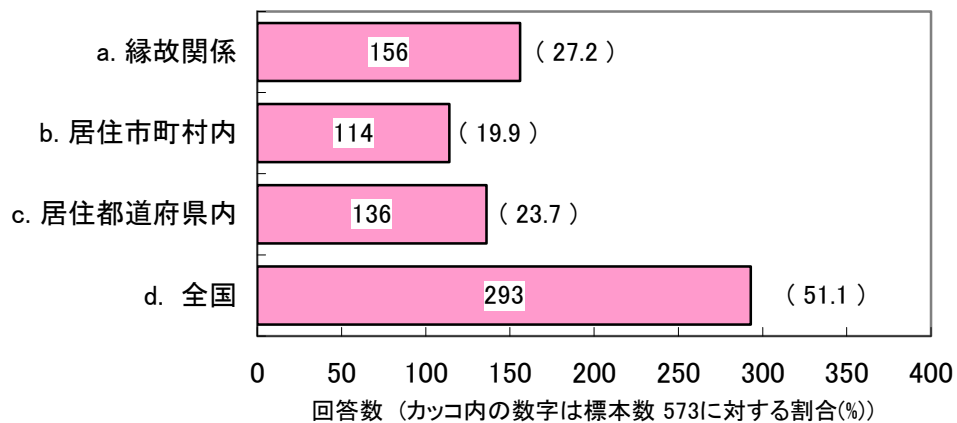


図9. 有機農産物の販売するエリア

有機 JAS について

有機 JAS について、a. 「以前、有機 JAS をとっていたがやめた」、b. 「有機 JAS を目指している」、c. 「現在、申請中」、d. 「有機 JAS をとる予定はない」、e. 「その他」の 5 つから 1 つを選んでもらった。さらに、a. 「以前、有機 JAS をとっていたがやめた」、または d. 「有機 JAS をとる予定はない」と回答した場合、その理由について書いてもらった。その理由として書かれた文章の要点を、最大 3 つまで抽出し、積算するとのべ 522 の回答があった。その結果を図 10 に示す。

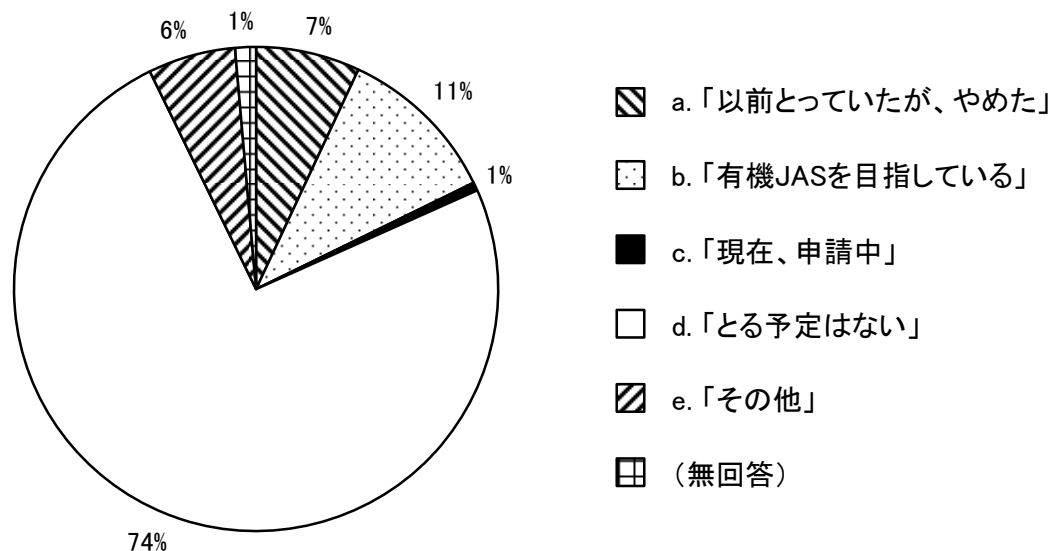


図10. 「有機JASについて」 回答集計結果

「以前、有機JASをとっていたがやめた」が39、「有機JASをとる予定はない」が425で、両方合わせると464あった。その理由として書いてあった文章の要点を、最大3つまで抽出し、積算するとのべ522の回答があった。多かった順に並べると、次の通りである。

・取得にかかる費用が高い ……	93
・申請書類が煩雑すぎる ……	90
・とらなくても買ってくれる ……	47
・とる必要がない ……	46
・とるメリットがない ……	39
・面積が小さいため ……	33
・消費者との信頼関係があるから…	31
・有機JASは信用できない…	28
・高齢のため ……	17
・その他 ……	98

(3) 二次調査の補足：有機 JAS 認定農家の各種属性データ

上位 5 作目の有機農産物の収量と販売価格について

83 戸の有機 JAS 認定農家に対して行ったアンケート調査において、有機 JAS の格付けを受けた有機農産物上位 5 作目の品名のデータ数はのべ 188 で、そのうち、販売価格慣行比のデータがあったのは 174 であり、回収率 93% となり有機農家（有機 JAS 認定農家を除く）の数字より高かった。品名とデータ数の一覧を表 11 に、販売価格慣行比の度数分布を図 11 に示す（ $n = 174$ ）。販売価格慣行比の平均値は 67% で、これも有機農家（有機 JAS 認定農家を除く）の数字より高かった。

次に、米（うるち）についての販売価格慣行比の度数分布を図 12 に（ $n = 42$ 、平均値 93%）、米（うるち）についての減収重量の度数分布を図 13 に（ $n = 42$ 、平均値 117kg/10a）示す。

有機 JAS 認定農家における水稻平均収量は慣行農法に比べて 10a 当たり約 120kg（2 俵）低いが、販売価格の平均値は慣行の約 2 倍であった。これは有機農家（有機 JAS 認定農家を除く）の数字とほぼ同じであった。

表 11. 有機 JAS 認定農家における有機農産物上位 5 作目の品名とデータ数

野菜	77	ニンジン	16
		ダイコン	11
		キュウリ	6
		タマネギ	5
		ハウレンソウ	5
		ブロッコリー	4
		トマト	3
		カボチャ	3
		コマツナ	3
		ナス	3
		オクラ	2
		キャベツ	2
		ミズナ	2
		その他	12
		いも類	15
ジャガイモ	4		
ナガイモ	3		
その他	2		
果樹	22	かんきつ類	14
		キウイフルーツ	4
		梅	2
		その他	2
米	47	うるち米	42
		もち米	3
		その他	2
小麦、大麦	2		
大豆	7		
茶	4		
合計	174		

※データ総数188のうち、販売価格慣行比が不明のものを除いた。

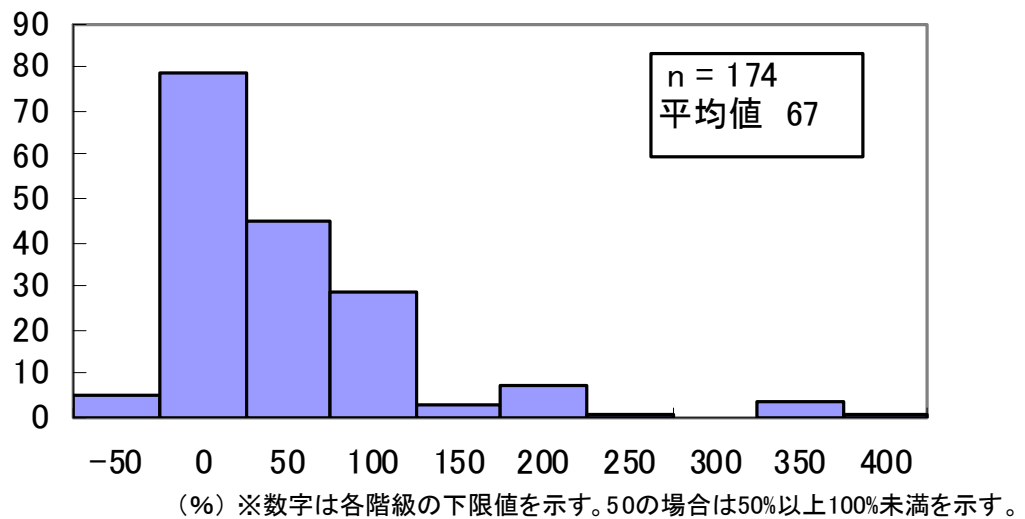


図11. 有機農家(有機JAS認定農家)における販売価格慣行比の度数分布

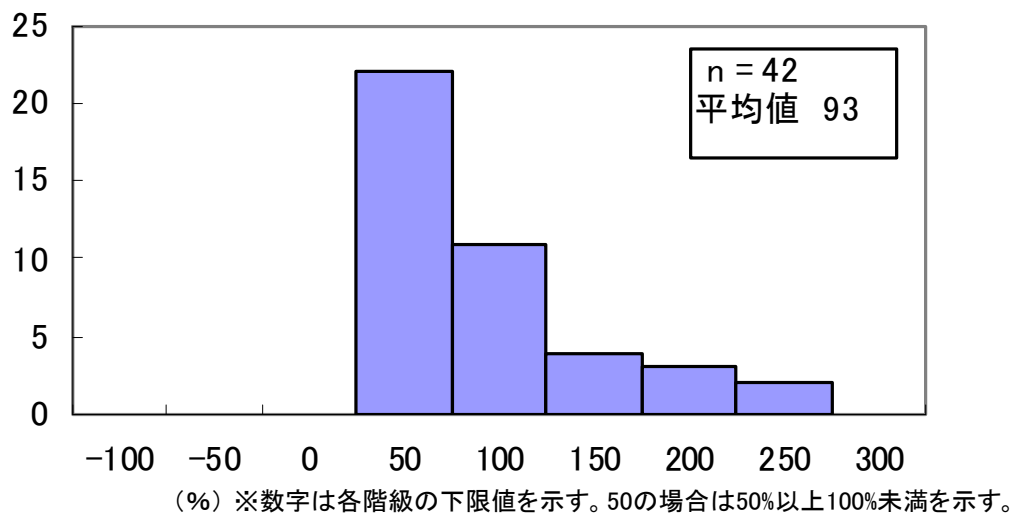


図12. 有機農家(有機JAS認定農家)におけるうるち米の販売価格慣行比の度数分布

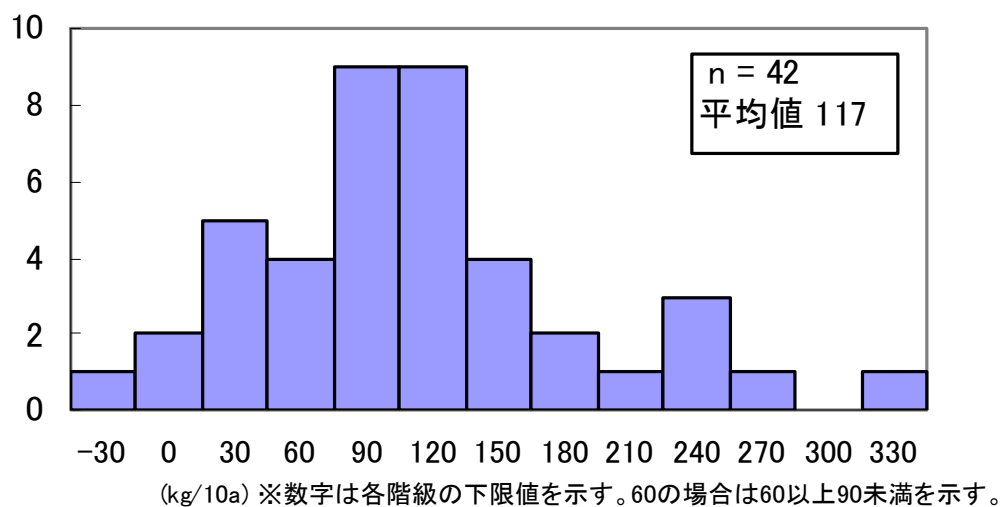


図13. 有機農家(有機JAS認定農家)におけるうるち米の減収重量の度数分布

野菜、果樹、米、麦、大豆、緑茶（荒茶）の区分における、減収率の平均値、販売価格慣行比の平均値を表12に示す。

表12. 有機農産物(有機JAS格付分)の減収率の平均値、販売価格慣行比の平均値

区 分	減収率の 平均値 (%) ※注1	減収率の平均値 の計算に用いた 標本数	販売価格慣行比 の平均値 (%) ※注2	販売価格慣行比 の平均値の計算に 用いた標本数
野菜	34	69	46	91
果樹	32	19	50	22
米	22	42	93	42
麦	51	2	20	2
大豆	23	7	50	7
緑茶(荒茶)	21	4	32	4
全 体	29	149	67	174

注1：減収率の計算は以下の通りである。

$(\text{慣行農法における年平均収量} - \text{有機農法における平均的な収量}) \div \text{慣行農法における年平均収量} \times 100$

注2：販売価格慣行比とは、慣行農法の農産物に対して有機農法の農産物が何%高く売れるかという数字である。

(4) 有機農産物の流通に関する調査

本件に関しては、日本農業普及学会に調査を委託した。実際に有機農産物が流通している現場において、どのようなあり方で流通されているか、地域を限定して調査した結果と、有機農産物の流通に関する既存の文献を取りまとめた結果を以下の3つの報告書に示す。

- 資料：「長野県飯田市における有機農産物等の市場流通の状況」
NPO法人 農と人とくらし研究センター理事 諸藤 享子
- 資料：「有機農産物等に関する市場調査報告書」
東京農業大学 国際バイオビジネス学科 助手 菅野 雅之
- 資料：「有機農産物流通の実態に関する文献報告」
筑波大学大学院 小笠原 慎一

4. 謝辞

本事業は農林水産省の補助事業として当事業団が主体となり行ったものである。調査にあたっては、都道府県や市町村の担当者の方々、普及指導センター、農業委員会、JA、その他関連する団体の方々に多大なるご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。また、計画立案から報告書のとりまとめに至るまでご助言ご意見をいただいた協議会委員とオブザーバーの方々に深く感謝申し上げます。

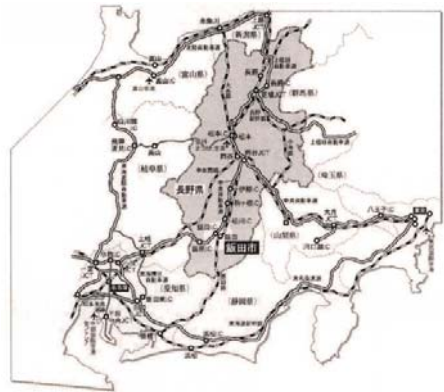
資料 「長野県飯田市における有機農産物等の市場流通の状況」

NPO 法人 農と人とくらし研究センター理事 諸藤 享子

1. 調査の概要

(1) 調査対象地域

本調査では、農産物基礎データ調査において長野県で対象地区となった 26 市町村のうち 3 村（天竜村、喬木村、阿智村）に隣接し、かつ、1 村（南信濃村、平成 17 年合併）が含まれる飯田市を対象地域とした。飯田市は、人口 105,364 人、面積 658.76 k m²（2010 年 10 月現在）、南信州の最も南に位置する飯田下伊那地域の中心的な地方都市である。



(2) 調査方法

有機農産物等の市場流通の状況を把握するために、飯田市内の公設市場（青果物卸売業者）、食品スーパー 2 店舗（全国展開する食品スーパー 1 店舗、飯田市を中心に 10 店舗を展開する地元食品スーパー 1 店舗）、農産物直売所 10 件（「信州下伊那地域農産物直売所マップ」掲載）を対象に、2010 年 11 月～12 月の間、郵送による質問紙調査と、この結果をもとにした電話および対面による半構造化インタビュー、直売所 2 店において資料分析（出荷者の防除履歴ファイル調査）を実施した。

2. 飯田市における農産物流通の階層構造

今回の調査では生鮮農産物（特に青果物、きのこ、山菜）を対象とした¹。長野県内には 543 件の農産物直売所が把握されており（2006 年長野県調査）、このうちの 32% が飯田下伊那地域に集中している。こうした地域性を配慮しつつ、近年全国的にも成長著しい農産物直売所を含む、生鮮農産物の市場流通の階層性に着目した。

まず、飯田市における卸売市場（公設市場）を經由した青果物の流れを参考にすると（図 1 参照）²、青果物を「一般消費者」に直接販売する小売り段階には「大型店」「スーパー」「小売店」「農協店舗 A コープ」が並んでいる。これら 4 つの小売ルートに、先に触れた農産物直売所を加えた 5 つのルートが、現在の生鮮農産物の市場流通ルートと想定すること

¹ 「生鮮食品品質表示基準」による生鮮農産物のうち、本調査では、豆類、野菜および果実、きのこ類、山菜類、たけのこを対象とした。なお、冷凍にしたものは含んでいない。

² 平成 15 年に飯田市の公設市場（青果物卸売業者 1 社）に筆者らが実施した聞き取り調査より。詳細はレポート（『生活研究レポート 58 生産者と消費者の暮らしをむすぶ地域内自給』農村生活総合研究センター 2004）参照のこと。

ができる。

さらにこれら5つの市場流通ルートを実業規模によって捉えてみると、全国展開の食品スーパー「大型店」を上位に、JA直営の「農協店舗Aコープ」、地元展開の中堅食品スーパー「スーパー」、商店街の八百屋などの「小売店」という階層が見られる。農産物直売所については、食品スーパーに匹敵する、あるいは、超えるような大型化した直売所が存在する一方で、無人市に代表されるかなり小規模な直売所まで存在しているため、各階層に分散して位置付けられる。

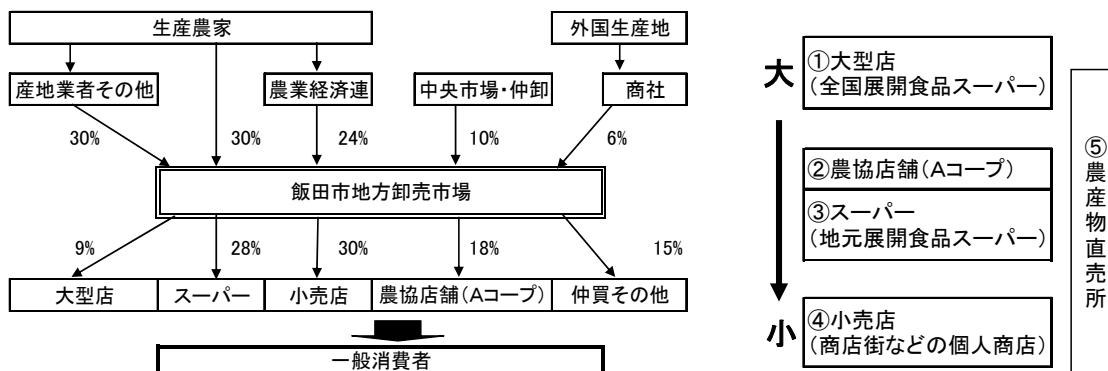


図1 飯田市地方卸売市場の青果物の市場流通(2002年時点)

出所:『生活研究レポート58』(農村生活総合研究センター 2004)

そこで、有機農産物等の生鮮農産物の市場流通の状況把握についても、この階層構造に即して 大型店、スーパー、農産物直売所を対象に調査を行なった。

3. 各階層における有機農産物等の市場流通状況

(1) 公設市場、食品スーパーにおける取り扱い状況

公設市場(青果物卸売業者)においては、有機農産物等を区別した取り扱いを行っていないためにデータそのものがなく、「把握していない」状況だった。

大型食品スーパーにおいては「取り扱いはある」ものの生鮮農産物全体量の0.5%であり、地元展開の中堅スーパーにおいては、現在「取り扱いがない」、今後も「取り扱う予定はない」との意向だった。これら食品スーパーに共通するのは、有機農産物等の価格の問題である。有機農産物等の場合、供給量が限られており、入手が難しい³。その分コストがかかり、売価に反映されてしまう。慣行栽培の野菜と有機栽培の野菜を店頭に並べて置くと、ほとんどの消費者は価格の安い慣行栽培の野菜を購入するのが現状だという。

(2) 農産物直売所における取り扱い状況

農産物直売所では、一部に有機農産物等の取り扱いが見られた。質問紙調査を実施した

³ 有機 JAS 農産物の生産量は全体の約 0.20%とされる。

10 件のうち、無回答 1 件、「取扱いなし」3 件、「把握していない」3 件、「取扱いあり」3 件、という結果だった。このうちの 6 件を表 1 に示した。

表 1 飯田市内の農産物直売所における有機農産物等の取扱いについて

直売所名	A	B	C	D	E	F
営業開始年	1996	1999	2005	1992	2008	2000
事業形態	市	JA	JA	個人	個人	株式会社
出荷者数(人)	150	445	1,120	150	250	100
年間売上金額(円)	/	2億	3億	1億2千	1000万	1億
生鮮農産物品目数	/	/	/	150	300	250
主な商圏	中京圏、関西圏	中京、飯田下伊那	飯田・下伊那	下伊那	観光客、飯田下伊那	飯田市内
I. 有機農産物等の取扱いについて						
取扱いの有無	把握していない	把握していない	なし	あり	あり	あり
取扱い始めた時期	1995	/	/	2005	2008	2004
取扱いコーナーの有無	なし	ない	/	なし	なし	あり
取扱い品目	山菜10・きのこ10	/	/	5	10	60
仕入先	個人	/	/	/	個人	個人
取扱い量(全体量に占める%)	/	/	/	1	10	50%(うち20%有機JAS)
品質の変化	なし	把握していない	/	なし	良くなっている	良くなっている
II. 慣行栽培の農産物との違い						
仕入れ値	/	/	/	なし	なし	なし
販売価格	/	/	/	割高	なし	なし
III. 有機農産物等を購入する消費者について						
有機農産物等に対する認識や理解	把握していない	把握していない	すすんでいる	変化なし	すすんでいる	すすんでいない
消費者数	把握していない	把握していない	把握していない	変化なし	増えている	増えている
一人当たりの購入額	把握していない	把握していない	把握していない	変化なし	増えている	増えている
IV. 有機農産物等の今後の取扱い						
取扱い予定の有無	なし(山菜・きのこは扱う)	検討中	なし	なし	ある	ある

注： / は記入なし 出所：筆者作成

A 店は取扱いの把握はないとするものの、山菜・キノコに限って把握しており、今後も取り扱う意向である。C 店では取扱いはないが、今後は「出荷者が他との差別化をするために有機農産物等を出荷するようになったらコーナーなどを考えたい」、D 店では全体量の 1% の取扱いがあり、年によって異なるものの「きのこが採れば取り扱う」との意向である。E 店と F 店は取扱いに積極的な直売所であり、E 店では全体量の 10%、F 店では 50% を有機農産物等が占めている。ともに品質の向上、消費者数および一人当たりの購入額が増加していると回答している。慣行栽培農産物との価格差は、取扱いのある 3 店のうち D 店の販売価格の「割高」を除いて、仕入れ値、販売価格ともに差はないという回答だった。

1) 多品目におよぶ無農薬栽培農産物 - B 店の防除履歴ファイルから -

J A 系統の直売所である B 店では「農薬防除基準」を品目ごとに出荷者に示し、出荷の一週間前に出荷予定農産物の防除記録の提出を求めており、専門担当者が使用農薬等のチェックを行った上で出荷を許可するという徹底した管理が行われている。店頭には出荷者全ての「防除履歴ファイル」が公開されており、消費者はいつでも閲覧可能である。

このB店の「防除履歴ファイル」を確認したところ、2010年（12月25日まで）は、出荷登録者361人のうち265人（男性133人、女性132人）が出荷していた。出荷者のうち無農薬栽培農産物を出荷していた人は153人（男性64人、女性89人）で、品目数では208品目（豆類16、野菜126、果実22、きのこ類10、山菜類32、たけのこ2）が無農薬栽培によるものだった。品目数の多さが注目されるとともに、記録の中には無農薬無化学肥料栽培の記述があるものも見られ、農産物直売所に有機農産物等が潜在している可能性、そして、有機農産物等の生産者予備軍の可能性を伺わせる結果だった。

2) 有機農産物等の取り扱いを通じて見えるもの - F店調査結果より -

有機農産物等の取扱いが50%を占めるF店では、現在、7：3の比率で小売と卸しを行っており、「相手が何を欲しいか、どんなものが欲しいか」要望に添う商品を生産者とともに考えていくことをコンセプトにしている。取扱いが最も多いのは野菜、次いで果物であり、主に飯田下伊那地域の出荷者100人の慣行栽培および有機栽培の農産物を取り扱っている。

有機農産物等の取扱いは2005年から始め、卸し先は、市内および中京圏、首都圏の食品スーパーや飲食店にまで及んでいる（図2参照）。レストランや中京圏の地元展開中堅食品スーパーは、店の特徴付け、差別化に「有機」を用いており、これらの需要は増加傾向にあるという。

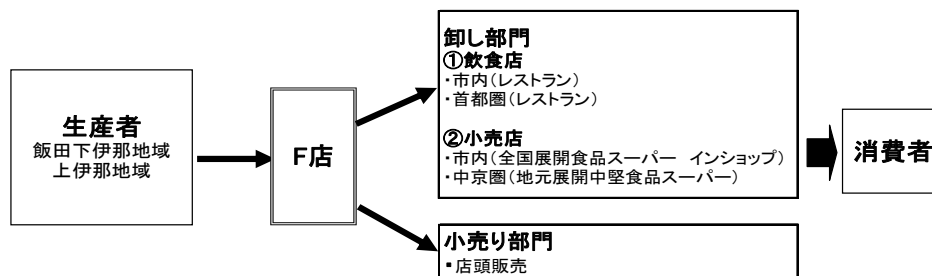


図2 F店の有機農産物等の仕入れ先と販売先

F店では、有機農産物等の出荷単価の安さを実感する一方で、売価については、青果物の相場の変動の激しさ、地方と都市における物価格差を考慮すると、年間を通じて決まった所から安定した価格で買い続ければ、有機農産物等は決して割高な商品ではないと捉えている。F店が2010年に取り扱った有機農産物等は、有機JAS農産物62品目、有機JAS以外の有機農産物等194品目である。

消費者全体の傾向としては有機農産物等に対する認知が進んでおらず、無農薬栽培と有機栽培の違いがわからない、健康に良いというイメージが先行している段階であるものの、有機農産物等を意識して購入する消費者数は増加しており、「生消間の相互理解が鍵」と見ている。

そこでF店では、同店主催の交流企画「やさいWave IIDA」において食事会や収穫体験等を行うほか、生産者が農業の学習や消費者交流を行う「南信州ゆうき人」の事務局を

担当し、県外の事業者やメディア等の外部との連携も図りながら、出荷者と消費者の双方にそれぞれの情報を伝えることで、双方の立場を理解し合う＝有機農産物等を知る機会を提供する活動に積極的に取り組んでいる。しかし、小規模な直売所の取り組みには限界があることから、こうした活動に対する行政支援や関係機関や団体等と連携した普及体制の確立を求めている。

（３）飯田市における有機農産物等の市場流通の状況

飯田市における有機農産物等の市場流通の状況は、農産物流通の階層構造から見ると、まず、有機農産物等そのものの把握がなされておらず、よって、従来の公設市場を經由した市場流通全体像の把握は困難であった。一方、各階層における一部の小売り業者によって個別に市場流通が形成されており、全国展開の食品スーパーでは全体量の 0.5% の取扱いがあり、農産物直売所では独自性を発揮しやすい個人経営や会社経営の直売所において取扱いがみられた。

一般消費者だけでなく、「有機」に差別化を求める小売業者、飲食店からも有機農産物等の需要があり、増加傾向にある。飯田市は中京圏・関東圏との距離が比較的近く、標高 500m、農産物栽培の北限と南限にあり、特徴のある多品目生産に適している。こうした地の利が、有機農産物等の生産と流通を促している要因のひとつである。

４．有機農産物等の普及・拡大にむけた課題

終わりに、今後の有機農産物等の普及・拡大にむけた課題を示してみたい。

（１）基礎的データの収集

まず、市場流通における基礎的数量（品目、量、金額等）の把握が求められる。本調査からもわかるように、現状では、川下からの把握は困難なため、川上から川下へ、例えば、農産物基礎データで明らかになった有機農産物等の生産者から出荷先、物流を追う方法が一案として考えられる。

（２）小売りの階層構造に着目した先進事例の調査研究

日本における有機農産物の生産量をふまえると、本調査で明らかになったように、全国展開の食品スーパーにおける取扱量 0.5%、農産物直売所における取扱い 3 件、という状況は現状を反映したものといえよう。また、F 店の卸し先にある地元展開の中堅食品スーパーは、食品スーパーの差別化として有機農産物等を位置付け、取扱いを増やそうとしている。このように、小売りの各階層に有機農産物等の取扱いが散見されることから、各階層において先進的あるいは特徴的な事例の把握が、今後の有機農産物等の市場流通の方向性を検討する上で参考になるものとする。

（３）有機農産物に対する理解促進と生消間の仲介役の機能分析

有機農産物等の市場流通の把握と並行して求められるのが、有機農産物等への理解促進の取り組みである。「有機農産物」とは何か。有機農業推進法による有機農業は、有機 JAS

規格に定める生産方式よりも広い概念で定義づけされており、消費者にとって解りづらい。「有機農産物」の概念を普及啓発することに力点を置いた取り組みが必要である。その際に、F店のような生消間の橋渡しとなる仲介役が重要となるが、個人レベルの取り組みには限界がある。仲介役の機能を調査分析・評価し、行政支援や関係機関等との連携方法の確立、普及体制づくりが急がれる。

資料 「有機農産物等に関する市場調査報告書」

東京農業大学 国際バイオビジネス学科 助手 菅野 雅之

1. 研究背景と目的

現在、地球環境問題や健康問題などから、食の安全に対する危惧が高まり、環境にやさしく生産・消費にも安全な有機農業への関心が強まっている。そこで、国は全国の農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備に取り組んでいるが、有機農業に関する基礎的なデータが十分に整っていないのが実状である。

このため全国の有機農業に関する生産、流通等の基礎データを収集・分析を行なうことは、有機農業推進の取り組みに役立てるとともに、有機農業への参入促進および普及啓発、標準栽培技術指導書の作成にも資するであろう。

そこで本研究では、近年我が国における農産物流通の一翼を担うようになった「農産物直売所」に注目し、その農産物直売所における有機農産物の流通実態を明らかにする。

また、本研究では都市地域（地方都市）、平地農業地域、中山間地域それぞれの農産物直売所を対象にそれぞれの有機農産物の流通実態を明らかにする。

2. 研究課題

以上の研究目的を達成するため、以下の研究課題を設定しその実態の解明を行なう。

課題1：農産物直売所における有機農産物流通の実態の解明

課題2：スーパーマーケット等における有機農産物流通の実態の解明

課題3：有機農産物等の普及・拡大にむけた課題の解明

3. 調査方法

調査は経営者・店員に対するヒアリング調査及び、直接訪問し有機農産物の取扱の有無を確認する目視調査により実施した。

調査対象・方法は以下に示す通りである。

(1) 農産物直売所経営者に対するヒアリング調査：3件

埼玉県深谷市「JA 花園農産物直売所」

岩手県盛岡市「サン・フレッシュ都南」

岩手県久慈市「山形ふるさと物産センター」

(2) 農産物直売所目視調査及び店員に対する簡易ヒアリング調査：8件

岩手県盛岡市「ふれあい純情市場さっくら」、岩手県久慈市「花野果」

岩手県久慈市「戸呂町産直館」、岩手県久慈市「道の駅くじ・産直まちなか」、
岩手県洋野町「道の駅おおの・ゆうきセンター」、岩手県野田市「産直ばあぶる」、
岩手県九戸村「道の駅おりつめ・オトデ館」、
青森県八戸市「産地直送農産物展示場」

(3) スーパーマーケットにおける目視調査：8件

岩手県盛岡市3件、岩手県久慈市1件、埼玉県寄居町1件、東京都世田谷区3件。

4. 有機農産物流通の実態の解明

(1) 都市地域：「岩手県盛岡市サン・フレッシュ都南における有機農産物流通の実態」

1) 岩手盛岡市とサン・フレッシュ都南の概要

岩手県盛岡市は総人口約29万人、総世帯数約12万世帯である。かつては東北新幹線の終着駅として、さらに現在は、同新幹線の青森延長や秋田新幹線の開通などにより、北東北の交流拠点となっている地域である。

盛岡の農業は水田、野菜、果樹（リンゴ中心）、花き等を中心として展開され、市民の多様な農産物需要を満たすと共に、農協を中心とした大都市への市場出荷も実施している。

サン・フレッシュ都南は、岩手中央農協が、生活部門（農協の産直、仕出し、葬祭事業）を分離して株式会社化した「JAシンセラ」が運営する農産物直売所である。同社は「安全安心な産直生産物と加工品の供給」「地元食材を活用した仕出し料理」「地場の花を使った葬祭」といった地場産物の活用を重点とする事業を展開しており、その事業の中心となっているのが農産物直売所「サン・フレッシュ」である。サン・フレッシュ都南は地元産農畜産物はもちろん、その加工品や岩手県沿岸（久慈や宮古等）で取れる海産物、花き類、地元企業の商品（お菓子、酒、味噌・醤油等）まで取り扱う大型のスーパーマーケット型農産物直売所である。

サン・フレッシュ都南の顧客のほとんどは盛岡市を中心としたその近隣市町村に住んでいる。筆者がサン・フレッシュ都南の利用者調査で利用者（顧客）の居住市町村を聞いたところ有効回答者157人中、盛岡市138人、隣接市町村16人、岩手県内（隣接市町村以外）2人、他県1人、とほとんどが地元の客であった。

2) サン・フレッシュ都南における有機農産物の取扱状況

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取り扱いの有無

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取扱いは現在行なわれていない。生産者から有機農産物を置かせて欲しいという話は過去にあったのだが、まとまったグループにならなかったことや、販売されている農産物の価格や客のニーズ（安い物が欲しい）から取り扱うまでには至らなかった。

有機農産物、無肥料無農薬農産物の特設コーナーの有無
上記と同様に取り扱いは無い。

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取り扱い状況と今後の展望

農産物直売所は、新鮮で安い農産物が求められているため、どうしても慣行栽培と比べて割高になってしまう有機農産物、無肥料無農薬農産物に対する消費者のニーズは少ないと思われる。また、安全・安心に関しても生産者の名前の表示や農産物直売所での生産履歴の表示等の取り組み等により、現状の生産物で満足している消費者が多いため有機農産物、無肥料無農薬農産物のニーズはそれほど多くないであろう。

しかし、生産者で有機農産物、無肥料無農薬農産物に取り組みたい、販売して欲しいという声も聞かれているため、ある程度生産者がグループを作り、まとまった量が出荷できるようになれば、販売の可能性も出るであろう。

(2) 平地農業地域：「埼玉県深谷市 JA 花園農産物直売所における有機農産物流通の実態」

1) 深谷市花園地区と JA 花園農産物直売所の概要

現深谷市は平成 18 年 1 月 1 日、深谷市、岡部町、川本町、花園町が合併して誕生した。北部は利根川水系の低地、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっており、市内には平坦な農地が広がっている。平成 17 年度の生産農業所得は 251 億 7 千万円、農家数は 5,314 戸と共に埼玉県内で 1 位の農業地帯である。特に生産量日本一である深谷ねぎを中心とした野菜の生産農業所得額 180 億 2,000 万円は県内の 22%、チューリップを始めとする花卉生産農業所得 169 億 7,000 万円は県内の 31% を占めている。

深谷市の花園地区（旧花園町）はもともと養蚕の盛んな町で、養蚕中心の農業を展開してきた。しかし、養蚕不況の中で新たな作物の導入をめざし、植木の産地として再編するとともに、野菜産地づくりも展開した。そうした中で、良好な交通立地条件を活かした直売所の建設計画が持ち上がり、昭和 54 年から連絡協議会を発足させて準備し、JA 花園農産物直売所は昭和 58 年にオープンした。

運営主体は農協理事代表ならびに出荷者代表で構成される運営委員会である。従業員は JA 職員 4 名、パート 15 名前後である。出荷登録会員は約 400 名弱であり、新規申し込み金 10,000 円、年会費 5,000 円を支払って参加している。

専業農家、兼業農家など参加農家は様々で、青年部も 40 数人いるものの、出荷者の高齢化は進んでいる。商品を置く場所は種類ごとに決まっているが、多くの出荷者が平等に販売できるよう、葉物は 50 袋、プロッコリー 50 袋までというように、最大出荷量が組合員の話し合いで決められている。

野菜の価格は市場価格をもとにして、主に生産部会の役員が決めている。価格は野菜直売所の外壁に黒板を設置して表示してあるので、消費者も価格の規準が分かり安

心できる仕組みになっている。

JA 花園農産物直売所に来店する利用客の居住市町村は、深谷市とその隣接市町村から来た人は 28 人で全体の 21%、その他は 108 人で全体の 79% となり、8 割が地元以外の顧客であった。

2) JA 花園農産物直売所における有機農産物の取扱状況

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取り扱いの有無

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取扱いは無く、オープンしてから現在まで取扱いは無い。なお、埼玉県認証の特別栽培農産物の取扱いは行なっている。

有機農産物、無肥料無農薬農産物の特設コーナーの有無

上記と同様に取扱いは無い。

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取り扱い状況と今後の展望

JA 花園農産物直売所の責任者の大澤氏に聞いたところ、有機認証の手間の問題から今後も取扱は無いとのことであった。ただ特別栽培農産物は取り扱っており、それに挑戦する生産者も多いことから、もっと手続きが簡略化されれば取り扱う可能性もあるとのことである。

(3) 中山間地域：「岩手県久慈市山形ふるさと物産センターにおける有機農産物流通の実態」

1) 岩手久慈市山形町と山形ふるさと物産センターの概要

岩手県久慈市山形町(旧山形村)は、平成 18 年 3 月 6 日、久慈市と合併し誕生した地区である。山形町はその面積の約 9 割を山林が占めており、昔から山形町の経済基盤を支えてきたのは、その豊かな自然を活用した農林業であった。現在もそうした経済基盤は続いており、新鮮な水と空気にかこまれた広大な牧野に放牧され育てられる日本短角牛や炭の生産、さらには山形町ならではの気候を活かした雨よけほうれん草の生産が農林業の中心となっている。

調査対象直売所とした山形ふるさと物産センターは平成 6 年に山形村役場が設立し、外部の会社によって運営されている。運営・管理は 4 人の常勤の従業員と 1 人のパートで行なっており、付帯施設はレストラン・道の駅・スーパーマーケット等がある。直売所のレストラン等を除く売上高は、約 1,000 万円であり、最近 5 年間は変動が多少見られるもののほとんど変わっていない。主に扱っている商品は、野菜や雑穀、山菜やきのこ類、お土産品のお菓子等である。売上の多くを占めるのは、季節性のある山菜やきのこ類であり、月別の売上高推移を見ても山菜の出る春(5月)やきのこが多くとれる秋(9、10月)の売上高が高い。野菜・花きを出荷している出荷者は約 40 名であり、ほとんどが山形町内の農家である。しかし農家といっても“商品として”野菜を生産・出荷しているのは、ほうれん草農家の一部くらいであり、ほとんどの出荷者は自家用として生産した野菜の一部を直売所に出荷している。

2) 山形ふるさと物産センターにおける有機農産物の取扱状況

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取り扱いの有無

特に有機農産物、無肥料無農薬農産物の取扱いは無い。ただ自家用の「あまり等」を持ってくる生産者や、自然に生えている山菜やキノコ類を持ってくる生産者は有機栽培相当の生産物を持ってきている。

有機農産物、無肥料無農薬農産物の特設コーナーの有無

上記と同様に取扱いは無い。

有機農産物、無肥料無農薬農産物の取り扱い状況と今後の展望

山形ふるさと物産センターのような山間地に位置し、価格も安い農産物が並んでいる農産物直売所では有機農産物、無肥料無農薬農産物の取扱いは今後とも見られな
いと思われる。

(4) その他農産物直売所における有機農産物流通の実態

その他農産物直売所における有機農産物・無農薬無肥料農産物を調査したところ全てにおいて有機農産物・無農薬無肥料農産物はみられなかった。また、ほとんどの直売所において今後とも取り扱いの予定は無いとの回答があった。

しかし一部の直売所では現在は取り扱いがないが、生産者の目標として有機栽培を目指しているというところも見られ、直売所を挙げて有機農産物生産を支援しているところもある。

(5) スーパーマーケットにおける有機農産物流通の実態

続いて地域内における有機農産物の流通状況を明らかにするため、直売所の調査を行なった地域を中心にスーパーマーケットにおける有機農産物流通の実態調査を行なった。その結果有機農産物を取り扱っていたのは調査を行なった8件中1件のみであった。なおその1件は埼玉県寄居町にある大手のスーパーマーケットチェーン店である。販売方法は有機農産物コーナーを設け陳列棚1つ(4段)のみの取り扱いであり取扱量は少ない。取扱商品は人参等の根菜類が中心であり、産地は北海道から九州まで様々であり、地元産のものは見受けられなかった。

5. 有機農産物等の普及・拡大にむけた課題

各節の調査結果にもまとめたように、現段階では「有機農産物・無農薬無肥料農産物」は農産物直売所及びスーパーマーケットにおいての取扱いはほとんどない。

特に農産物直売所においては消費者が、安価な農産物を求めていることや、生産者の名前の表示や生産履歴の開示等による取り組みが行なわれているため安全性に関する評価も現状の慣行栽培で生産されている農産物でも高くなっている。そのため、有機農

産物・無農薬無肥料農産物は農産物直売所において中心に扱われることは今後しばらく無いと思われる。

しかし、特に都市地域や平地農業地域の一部の直売所では、生産者が主体となって有機農産物生産を目指した取り組みや生産した有機農産物を販売しようとする取り組みも出て来ている。そのため今後農産物直売所における有機農産物・無農薬無肥料農産物を増やすには、生産者から運動を起こすことや、直売所全体で取り組むことが必要であろう。

資料 「有機農産物流通の実態に関する文献報告」

筑波大学大学院 小笠原 慎一

1. 有機農業に関する文献の特徴

2010年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画では、持続可能な農業生産として有機農業が取り上げられている。その中で、有機JAS制度の活用を推進すること等を通じ、有機農産物の生産、流通の更なる拡大を促進することが謳われている。

本報告では、文献ならびに学会誌、大学紀要に報告されている有機農業の実態に関する論文を整理する。文献に関しては、まず日本における有機農業の実態や有機農産物の市場規模、そして流通の実態について、小川孔輔・酒井理（編）『有機農産物の流通とマーケティング』と、特定非営利活動法人IFOAMジャパンオーガニックマーケット・リサーチプロジェクト『オーガニック・マーケット調査報告書』、計2冊を整理し、その概要を述べる。

論文に関しては、有機農業を推進していくための課題を取り上げている『有機農業研究』、『日本農業経営学会』、『日本農業経済学会』、『日本農業市場学会』、『関東東海農業経営学会』、『神戸大学農業経済』に所収されているものを整理し、その概要を紹介する。

2. 文献整理

(1) 有機農産物の生産動向

まず、有機農産物の生産量について、小川・酒井の概要を紹介する。有機JAS制度(2000年改正JAS法施行)により認証された事業者の実績報告によると、国内で格付けされた有機農産物の動向は、2001年度が33,734トン(内、野菜が19,675トン、その他が14,059トン)、2002年度が43,759トン(内、野菜が24,545トン、その他が19,214トン)、2003年度が46,609トン(内、野菜が28,125トン、その他が18,484トン)、2004年度が47,428トン(内、野菜が29,674トン、その他が17,754トン)であり、有機農産物は増加傾向(2001年度から2004年度で70%増加)となっている。特に野菜の占める割合は50%以上であり、2004年度には60%を超えている。つまり、有機農産物の増加は野菜を中心に行われていることがうかがえる。しかし、野菜の総生産量に占める有機野菜の割合はわずか0.18%(2004年度)に過ぎず、マーケットが限定されている実態がある。マーケットが限定されている背景として、有機農産物の流通では、特定の組織が生産者と消費者を仲介しているクローズドな流通形態となっていることがある。しかし、有機JAS制度が確立され、第三者認証によって、いかなる流通経路を通っても全ての有機農産物に格付けがなされることになった。産消提携からスタートし、顔の見える相対取引から

成長してきたクローズドな日本の有機農産物マーケットは、今後、第三者認証という保証の中で、オープンなマーケットとして成長してきた欧米の有機農産物マーケットに近づいていくと指摘している。

続いて、有機農産物の流通実態の整理を紹介し、オープンマーケットに移行する際の課題を明らかにする。ここでは、直近の有機農産物流通の現状を整理している『オーガニック・マーケット調査報告書』を用いて、有機農産物の流通動向を把握する。本報告では、消費者の購買行動と小売業者、卸売業者の調査結果に依拠している。

(2) 有機農産物の消費動向

有機農産物に対する消費者(501人)の特徴は、家庭消費(外食も含む)について、有機食品に対する毎月の購入金額は、1万円以下の支出が59.6%となっており、有機食品を使用していない消費者はわずか2.6%となっている。なお、回答者の毎月の食費(外食も含む)は6万円未満が57.0%となっていることから、半数以上の家庭で有機食品が1割以上を占めている。有機食品の中で購入経験がある品目は、野菜が94%で最も高く、次いで豆腐(71%)、米(64%)、みそ(59%)、しょうゆ(58%)となっており、加工食品よりも生鮮食品の消費に特徴がある。

以上のことから、消費者のかなりの部分が有機食品を購入しており、特に野菜の消費ニーズは高いと言える。

(3) 有機農産物マーケットの現状 - 小売業者の視点 -

ここでは、農産物の売上高に占める有機の割合、有機農産物の仕入れ上の課題、有機農産物の販売上の課題について概観する。なお、ここでは客層が異なると思われる大手総合スーパー(GMS)、普通のスーパー(SM)(35店舗)と高級スーパー(高級SM)(52店舗)に分類をしている。

まず、一般的な消費者を顧客としているGMS、SMでは農産物の売上高に占める有機の割合が5%に満たないものが多く、高所得者層をターゲットにしている高級SMでは有機の割合が高まっている。このことより、有機農産物のターゲットは高所得者層が中心になることが考えられる。

続いて、仕入れ上の課題についてであるが、有機農産物の割合が低いGMS、SMでは、半数以上が課題や問題はないとしている。一方、有機農産物の割合が高い高級SMでは、仕入れ価格や量、そして品質を課題としている。つまり、有機農産物の取り扱いが増えるにしたがって、安価、安定供給、品質保証に答えられる生産者、産地との関係構築が、店舗の販売戦略にとって重要になることが伺える。

最後に販売上の課題を見ると、GMS、SMと高級SMともに有機農産物に対する消費者の

認知も高まっていることから、問題や不満をあまり抱えていないことが見て取れる。ただし、高級 SM では、価格が課題となっている。また、「その他」の項目内容を見ると、鮮度や見た目という品質面が課題として挙げられている。

(4) 有機農産物マーケットの現状 - 卸売業者の視点 -

続いて、生産側と販売側を結びつける卸売業者の視点から見た有機農産物のマーケットの動向を整理すると次の通りである。ただし、分析対象は、加工食品と農産物を扱う経営が 16 社、加工食品のみを扱う経営が 13 経営の計 29 社であり、有機の専門色が強い規模の小さな業者を対象にしていることに留意する必要があるとされている。

卸売業者が有機食品を仕入れる際の課題は、小売業者が考える課題と同様に、安定供給と品質保証が課題である。また、加工食品のみを扱うよりも、農産物も同時に扱う業者の方が認知が高い。また、「その他」として、契約農家が高齢化しているということが挙げられており、生産側に対する不安がみられる。

有機食品の販売上の課題については、消費者や売り場の有機に対する認知や理解が不十分であること、そして価格に対する消費者の購買行動を課題としている。直接消費者と接する小売業の場合には、消費者の認知や売り場の意識の低さは問題にしていなかったことと比較すると、生産と販売の橋渡しをしている卸売会社の立場からは、有機食品が拡大するための方策として、より一層有機食品に対する意識を高めていく必要があると認識していることがうかがわれる。

(5) 小括

以上から、有機農産物がオープンマーケットとして流通が拡大していく際のボトルネックとして、安定供給、安価、品質保証、そして啓蒙活動が挙げられる。安定供給、安価、品質保証に応えられる生産者、産地を育成することが、有機農産物のオープンマーケット化の条件となる。

次節では、ボトルネック（安定供給、安価、品質保証）を解消する方法を論文から導き出す。

3. 論文整理

本節では、有機農産物のオープンマーケット化のボトルネック（安定供給、安価、品質保証）を解消する方法を論文整理から導き出す。なお、論文については、有機 JAS 制度が確立された 2001 年以降の論文を 有機 JAS 制度、 地方自治体の支援、 オープンマーケット化に向けた取り組み、 消費者の購買行動、 地域社会との関係構築という 5 つの視点から整理した。

(1) 有機 JAS 制度の意義と課題

有機 JAS 制度については、圃場の条件、肥培管理の条件、種子・種苗の条件、防除の条件、輸送・貯蔵等の管理に関する規格が法律によって定められることになったが、表示制度が中心であり、生産振興や流通整備、消費者啓発等の施策が十分に制度設計に生かされていないことが課題として指摘されている。

また、登録認定機関の認定料金(1 ha の農地を有機認定申請する個人の農家の支払金額)は、30,000 円から 438,000 円と大きな違いがあり、認定市場における認定の経済価値が多様に評価されていることも有機農業の推進を阻害する原因になっている可能性がある。有機 JAS 認定の申請にコストがかかることで、消費者や実需者の有機農産物への理解度の違いによっては、検査・認証コストが上乘せされた有機農産物よりも、検査・認証コストをかけずにシグナリングを行った特別農産物に需要がシフトし、有機農産物が市場から駆逐される恐れもある。そのため、特別農産物へも法律に基づく検査・認証の枠組みを拡充する必要があると指摘されている。

(2) 地方自治体の取り組み支援

地方自治体の支援として、兵庫県の「有機の里づくり推進事業」と「有機農産物認証制度」が紹介されている。「有機の里づくり推進事業」は、推進主体は市や町または農協を基本とし、実施期間は1地区2年間200万円(補助率1/2)で、事業対象は集落または生産組織である。地域の気候風土を生かした伝統的な品目を含むものとし、県が作成した有機栽培マニュアルを活用して、地域の実情に即した省力化技術の体系化に努めることが求められる。事業内容は、有機栽培マニュアルの普及による有機農業技術の高度化を図るとともに、消費者モニターを設置や流通関係者との話し合いなどを通じて、消費者ニーズの把握につとめ、それを生産に反映したりすることによって、消費者との交流を重視している。

「有機農産物認証制度」の実績は、1年目の1994年は栽培面積8ha、生産量は260トンであったが、2000年には栽培面積94.6ha、生産量は1,140トンに拡大していることから、効果が認められる。

この2つの事業を通じて有機農業に対する農家の意識は、化学資材の使用減少や汚染の減少という意識には好影響であったが、所得向上や営農費用の節減、労力の節減などの経済的効果については否定的な評価となった。今後は、農協や市場関係者との協力体制の整備による安定的な販売先の確保など、農家の所得向上に直接結びつくような施策が必要になる。

(3) オープンマーケット化に向けた取り組み

オープンマーケット化に向けた取り組みとして、生産面では専門農協の取り組みを整理する。流通面では、卸売市場に期待される機能を整理する。そして、消費面では、生協の実態とポランの広場の取り組みを紹介する。

まず、安定供給を可能にするための取り組みとして、有機農業専門農協に注目する。専門農協を設立することの意義として、農家の有機認証取得の便宜が図られること。

認証に対応する資材購買の利便性が向上すること。再生産を保證する販売価格の実現と規格の無駄な細分化の回避。契約先に対する欠品ペナルティを回避できることが指摘されている。

続いて、有機農産物の安定供給と安価を実現するために流通に関して卸売市場に求められる機能として、以下の3点が紹介されている。集荷方法の工夫（生産者からの集荷時間短縮、通いコンテナ利用による流通コストの削減、小ロットでも集荷ができるシステム形成）。地域内産地の育成（卸売市場として小ロットを取りまとめる役割を果たすことを通じた小規模農家の育成・支援）。そして販路の開拓（分荷機能の発揮による生産者サイドの販売ロス負担の軽減）である。

また、有機農産物の価格決定方式として、再生産保証型、市場連動型、上下限設定型、お礼型という4類型がある。生産者価格は再生産保証方式が、消費者価格は諸経費を包括的に含む方式が有効な方式であると指摘されている。特に、再生産保証方式は、流通経費の節約を通じて、生産者には有利販売を、消費者には安価購入を可能とするところに経済的なメリットがあるとしている。

最後に、消費面での取り組みについて紹介する。2006年の生協全体で有機農産物は青果物供給高の1.29%（32.2億円）の構成比である。有機JAS規格制定以降、有機の増加、2003年特別栽培農産物ガイドライン改定以降特裁の減少が生協では鮮明であることが指摘されている。つまり、法整備で有機農産物の位置づけが明確となり、有機JAS規格によって有機農産物に対する消費者の信頼が生まれている。

有機農産物に対する消費者の信頼を高めるための取り組みとして、ポランの広場では、POFA（有機農産物の客観的な認証システムの構築を目的）を整備している。POFAにおいてITを活用したトレーサビリティシステムを導入することで、消費者が購入農産物の生産履歴情報をいつでも即時に確認できること。必要な情報を契約生産者が入力することで、有機JAS認定で必要とされる栽培計画・実施内容などの記録文章を同時に出力することが可能になると指摘している。

(4) 有機農産物の購買者像

有機JAS規格によって、有機農産物に対する消費者の信頼が生まれていることがわか

ったが、ここでは有機農産物の購買回数が増加している消費者の特性を紹介する。有機農産物の主要な購買者の特徴として、以下の7点が指摘されている。女性。60歳代。

世帯所得が相対的に高い。買い物回数が多い。メディアを通じた情報入手量が多い。生協に加入している。社会関係資本（「一般的に人は信用できると思いますか」という質問から判断）の水準が高いことである。

（5）地域社会との関係構築

農業は集落をはじめとした地域社会との関係が強い産業である。有機農産物の供給を拡大していくうえで、地域社会の理解と協力が不可欠と考える。有機農業を志す人材が定着している茨城県八郷町の事例検証を通じて、有機農業の産地形成に求められる要件を紹介する。

茨城県八郷町が有機農業の産地を形成できた理由として、以下の3点が指摘されている。先行的な有機農家や「たまごの会」など多様な主体が研修生を受け入れたこと。

JAが有機栽培部会を設立するにあたって、それまで組合員ではなかった地域の有機農家を勧誘することによって、多彩な部会組織を形成したこと。新規参入の有機農家を地域社会の公的セクターであるJAが認めたことで、技術指導と販売が一体となった取り組みを可能にしたことである。

4. まとめ：有機農業の動向

本報告は、文献と論文の整理を通じて、有機農業の実態や有機農産物の市場規模、そして流通の実態を明らかにすることを試みた。

有機農産物は野菜が中心であるが、野菜の総生産量に占める有機野菜の割合は0.18%で、マーケットが限定されている実態がある。この背景には、有機農産物の流通が、特定の組織が生産者と消費者を仲介しているクローズドな流通形態となっていることが指摘されている。

有機農産物の割合が高い高級SMでは、仕入れ価格や量、そして品質を課題としていたことから、有機農産物の取り扱いが増えるにしたがって、安価、安定供給、品質保証に応えられる生産者、産地との関係構築が、店舗の販売戦略として重要になる。一方、生産と販売の橋渡しをしている卸売会社の立場からは、有機食品を拡大するために、有機食品に対する意識を高める必要性が挙げられている。

文献整理を通じて、安定供給、安価、品質保証に応えられる生産者、産地を育成することが、有機農産物のオープンマーケット化の条件となることがわかった。本報告では、オープンマーケット化のボトルネックを解消するための方策を論文の整理から導いた。

安定供給を可能にする生産者と産地を育成するためには、地方自治体が普及組織や農協などと協力をして、当該地の気象条件、土壌条件に適した技術マニュアルの作成などの栽培支援が必要である。また、有機農業を志す人材が定着できるように、先進経営での研修制度、研修後の圃場の提供、そして技術指導と販売が一体で行えるように有機農業の専門農協を設立したり、有機部会を設立したりすることで、再生産を可能にすることができる。さらに、有機農産物の供給を拡大するための価格決定方式として、再生産保証方式の推進を行うことが求められる。

広域集散市場では、ロットが小さい有機農産物が取り扱われにくい実態があるため、需要と供給でミスマッチが生じ、効率的な取引を阻害することで価格が高くなってしまいう可能性がある。そのため、安価を実現するためには、多品目小ロットの有機農産物を集荷することが可能である地場流通型市場の機能強化が必要である。

最後に、トレーサビリティの徹底によって品質保証をすることが、消費者の購買を促進することから、有機 JAS 制度の徹底とトレーサビリティが有機農産物の普及拡大に欠かせない。つまり、有機 JAS 制度の中に生産振興や流通の整備を盛り込むことで、安定供給と安価が実現され、有機農産物の普及が期待される。

5 . 引用論文

(1) 有機 JAS 制度の意義と課題

小川 華奈 (2003). 有機 JAS 制度導入の意義に関する情報経済学的考察, 神戸大学農業経済, 34, 21-28.

谷口 葉子、草苺 仁 (2003). 有機農産物の「適正価格」と認証の経済価値, 神戸大学農業経済, 36, 69-77.

保田 茂 (2001). 有機 JAS 制度の運用と今後の課題, 神戸大学農業経済, 34, 29-42.

(2) 地方自治体の取り組み支援

鄭 萬哲 (2002). 有機農業育成事業の評価と発展方向 - 兵庫県農政を事例として -, 神戸大学農業経済, 35, 23-43.

(3) オープンマーケット化に向けた取り組み

大木 茂 (2009). 有機農産物の流通における生協の特徴 - 関東の生協の事例分析 -, 有機農業研究, 1, 53-69.

左海 達也 (2004). 有機農産物におけるトレーサビリティシステムの現状と課題 - POFA(ポラン広場有機農業協会)の取り組みを事例として -, 神戸大学農業経済, 37, 69-74.

酒井 徹 (2003). 有機農業専門農協設立の意義と課題 - 北海道有機農業協同組合を事例として - , 日本農業経済学会論文集, 163-167.

富田 敬二 (2002). 有機農産物取引における卸売市場流通の実態と課題, 日本農業経済学会論文集, 235-240.

朴 淳用 (2003). 有機農産物の価格決定方式に関する研究 - 兵庫県下の消費者評価を事例として - , 神戸大学農業経済, 36, 141-149.

(4) 有機農産物の購買者像

会田 陽久、石田 章、陰山 善照、矢部 光保 (2007). 有機農産物の購入変化と消費者の属性分析, 農業市場研究, 16, 68-72.

石田 章、会田 陽久 (2005). 消費者の有機農産物購買行動に関する一考察 : JGSS2002 データを用いて, 農業市場研究, 14, 45-54.

(5) 地域社会との関係構築

原 珠里 (2007). 有機農業を目指す新規参入者が受けるサポートと地域社会 - 茨城県 JA やさとの事例より - , 関東東海農業経営研究, 97.

【参考資料】

- 1．二次調査票
- 2．二次調査票（有機 JAS 農家のみ）
- 3．有機農業を始めて 10 年以下の農家の経営主の年齢の度数分布
- 4．都道府県別の有機 JAS を取得していない有機農業実施ほ場面積
- 5．有機農産物の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算
 - （1）野菜
 - （2）果実
 - （3）米
 - （4）麦類
 - （5）豆類
 - （6）緑茶（荒茶）
 - （7）合計

有機農業実施農家 二次調査票

調査農家名:

1. 農業を始めて何年目ですか? _____ 年目
2. 有機農業を始めて何年目ですか? _____ 年目
3. 有機農業を始めたキッカケは何ですか? (簡略に)

4. 農業従事者数 [家族 _____ 名、従業員 _____ 名]

5. 耕地面積 (借地も含む)

- | | | | |
|-----------|---------|--------------|---------------|
| (1) 田 | _____ a | 内、有機面積 _____ | a (品目: _____) |
| (2) 畑、露地畑 | _____ a | 内、有機面積 _____ | a (品目: _____) |
| 施設 | _____ a | 内、有機面積 _____ | a (品目: _____) |
| 樹園 | _____ a | 内、有機面積 _____ | a (品目: _____) |
| 牧草地 | _____ a | 内、有機面積 _____ | a (品目: _____) |
| (3) その他 | _____ a | 内、有機面積 _____ | a (品目: _____) |

(※きのご類など、上記分類のいずれにも当てはまらないもの)

6. 有機農産物の出荷量 (以下の区分に従って、過去1年間に販売した総重量(kg)を書いて下さい)

(1) 野菜 (タケノコ、大麦若葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む)	kg
(2) 果樹 (ホップ、バナナ、パイナップルを含む)	kg
(3) 米 (陸稲も含む)	kg
(4) 大麦、または小麦	kg
(5) そば	kg
(6) 大豆 (エダマメは野菜の項へ)	kg
(7) その他の豆類 (落花生を含む)	kg
(8) 雑穀類(トウモロシ、きび、アマランサス、ゴマ、エゴマなど) ※生食用のトウモロシは野菜の項へ	kg
(9) 緑茶(荒茶) ※製品化した茶は含まない	kg
(10) 紅茶(荒茶) ※製品化した茶は含まない	kg
(11) コーヒー生豆	kg
(12) ナッツ類 (栗を含む)	kg
(13) さとうきび	kg
(14) こんにゃく芋	kg
(15) パームフルーツ	kg
(16) その他の農産物 (1)~(15)以外で上位3品目まで ※きのご類を含む	
① 品名:	kg
② 品名:	kg
③ 品名:	kg

7. 上位5作目の有機農産物の収量(※出荷量ではなく粗収量)と、販売価格について

① 作目名:	平 年 収 量 (kg/10a)		有 機 農 産 物 の 販 売 価 格
	慣行	有機	慣行より () % 高い・安い 慣行()円/kg、有機()円/kg
② 作目名:	慣行	有機	慣行より () % 高い・安い 慣行()円/kg、有機()円/kg
③ 作目名:	慣行	有機	慣行より () % 高い・安い 慣行()円/kg、有機()円/kg
④ 作目名:	慣行	有機	慣行より () % 高い・安い 慣行()円/kg、有機()円/kg
⑤ 作目名:	慣行	有機	慣行より () % 高い・安い 慣行()円/kg、有機()円/kg

(※慣行農法をしていなければ、同地域の慣行収量を書いて下さい)

(販売価格は、慣行より何%高い、安い、または金額、どちらか一方のみ記入して下さい)

8. 有機農産物の販売方法 (該当するものすべてに○を付けて下さい)

[a. 自分で配達 b. 直売所 c. 宅配便 d. 小売店 e. レストラン f. JA g. その他()]

9. 有機農産物の販売先 (該当するものすべてに○を付けて下さい)

[a. 縁故関係 b. 居住市町村内 c. 居住都道府県内 d. 全国]

10. 有機JASについて

a ~ e のうち該当するもの1つに○を付けてください

(a. 以前、有機JASをとっていたがやめた b. 有機JAS取得を目指している c. 現在、申請中
d. 有機JASをとる予定はない e. その他 _____)

有機JASをとらない (または、やめた) 理由をお聞かせ下さい

(これは任意)

○ これからの有機農業についてのご意見があればお願いします

以上、ご協力ありがとうございました。

有機農業実施農家 二次調査票（有機JAS農家のみ）

調査農家名:

7. 上位5作目の有機農産物の収量（※出荷量ではなく粗収量）と、販売価格について

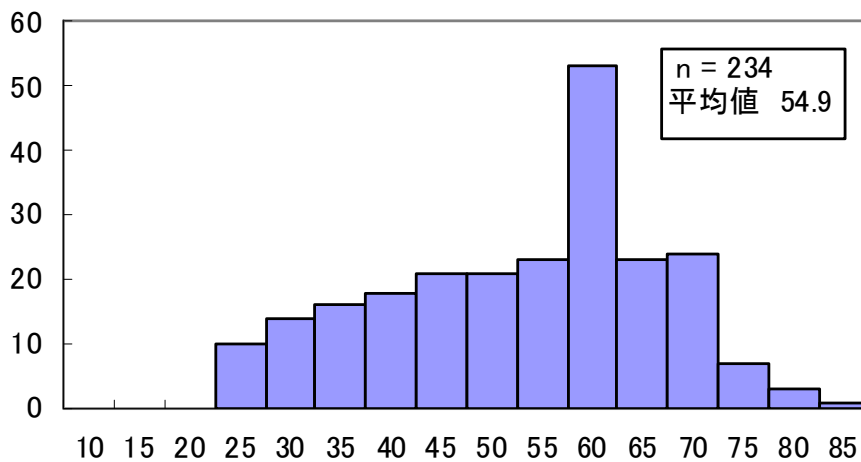
① 作目名:	平 年 収 量 (kg/10a)		有機農産物の販売価格
	慣行	有機	
① 作目名:	慣行	有機	慣行より (%) 高い・安い 慣行(円/kg)、有機(円/kg)
② 作目名:	慣行	有機	慣行より (%) 高い・安い 慣行(円/kg)、有機(円/kg)
③ 作目名:	慣行	有機	慣行より (%) 高い・安い 慣行(円/kg)、有機(円/kg)
④ 作目名:	慣行	有機	慣行より (%) 高い・安い 慣行(円/kg)、有機(円/kg)
⑤ 作目名:	慣行	有機	慣行より (%) 高い・安い 慣行(円/kg)、有機(円/kg)

（※慣行農法をしていなければ、同地域の慣行収量を書いて下さい）

（販売価格は、慣行より何%高い、安い、または金額、どちらか一方のみ記入して下さい）

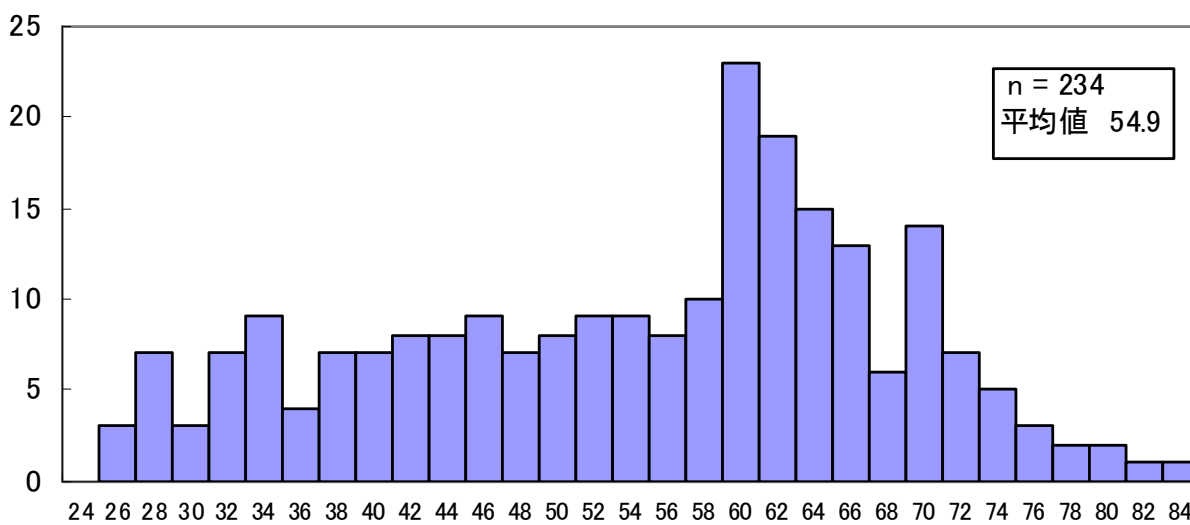
以上、ご協力ありがとうございました。

参考資料 3



(才) ※数字は各階級の下限值を示す。25の場合は25才以上30才未満を示す。

有機農業を始めて10年以下の農家の経営主の年齢の度数分布
(その1: 階級幅 5才)



(才) ※数字は各階級の下限值を示す。26の場合は26才以上28才未満を示す。

有機農業を始めて10年以下の農家の経営主の年齢の度数分布
(その2: 階級幅 2才)

都道府県別の有機農業実施ほ場(有機JASほ場を除く)の面積(平成23年1月、推計値)

単位: a

	合計 (①+②+⑦)	①田	②畑 (③+④+ ⑤+⑥)	③普通畑	④施設	⑤樹園地	⑥牧草地	⑦その他
1 北海道	40,000	26,000	14,000	9,700	3,900	310	0	0
2 青森	16,000	12,000	4,600	3,800	540	310	0	0
3 岩手	11,000	5,900	5,400	3,500	0	1,900	0	0
4 宮城	31,000	28,000	3,600	2,300	800	550	0	0
5 秋田	9,600	8,200	1,400	1,100	330	0	0	0
6 山形	13,000	6,500	6,200	6,100	0	140	0	0
7 福島	18,000	10,000	7,700	6,900	350	470	0	0
8 茨城	44,000	8,700	35,000	33,000	320	1,500	0	1,100
9 栃木	12,000	9,700	1,400	1,300	11	110	0	1,100
10 群馬	41,000	1,600	39,000	33,000	2,400	3,300	0	780
11 埼玉	8,600	2,700	1,800	1,800	14	14	0	4,200
12 千葉	32,000	8,400	24,000	23,000	350	860	0	1
13 東京	200	0	26	17	6	3	0	170
14 神奈川	4,900	1,900	3,100	2,200	0	880	0	0
15 新潟	14,000	10,000	3,800	3,800	0	0	0	0
16 富山	3,400	920	2,400	1,600	0	780	0	21
17 石川	3,300	3,100	230	230	0	0	0	0
18 福井	7,900	7,800	67	67	0	0	0	0
19 山梨	9,700	6,800	3,000	2,600	350	13	0	0
20 長野	32,000	6,300	25,000	24,000	720	330	0	0
21 岐阜	16,000	11,000	3,600	3,300	310	0	0	1,700
22 静岡	7,800	1,000	6,500	5,600	150	820	0	240
23 愛知	7,600	2,300	5,300	3,200	240	1,900	0	13
24 三重	7,900	6,500	1,400	650	0	720	0	0
25 滋賀	29,000	26,000	3,700	0	0	3,700	0	0
26 京都	10,000	6,100	4,300	2,600	120	1,600	0	25
27 大阪	5,500	560	4,900	2,300	330	2,300	0	0
28 兵庫	5,000	2,900	2,100	1,900	0	0	140	0
29 奈良	2,500	1,200	1,400	320	380	670	0	0
30 和歌山	5,300	900	4,400	820	0	3,500	0	0
31 鳥取	7,800	6,200	1,500	900	0	320	300	0
32 島根	30,000	27,000	3,000	2,900	0	73	0	0
33 岡山	4,500	3,400	500	470	0	31	0	560
34 広島	30,000	22,000	8,200	4,600	1,100	420	2,100	0
35 山口	4,800	3,100	890	420	42	420	0	850
36 徳島	3,300	1,500	1,800	1,200	10	600	0	0
37 香川	17,000	11,000	6,100	2,600	550	3,000	0	41
38 愛媛	15,000	7,800	7,500	1,500	80	190	5,700	11
39 高知	7,600	3,700	4,000	2,700	140	1,100	0	13
40 福岡	20,000	17,000	3,600	3,300	220	0	0	0
41 佐賀	7,100	5,700	1,400	910	7	520	0	0
42 長崎	17,000	950	16,000	16,000	110	0	0	0
43 熊本	75,000	52,000	22,000	18,000	610	3,700	0	580
44 大分	9,300	970	5,100	4,000	580	410	140	3,200
45 宮崎	7,100	2,400	4,700	2,600	620	1,000	400	0
46 鹿児島	18,000	10,000	7,400	5,400	140	1,900	0	0
47 沖縄	5,100	0	5,100	830	720	3,600	0	0
全国推計値	729,000	396,000	318,000	249,000	16,500	44,100	8,760	14,600

※標本データを都道府県ごとに集計し、都道府県内で推計した値と、それらを合算した全国推計値を掲載している。

※有効数字は都道府県データは2ケタ、全国推計値は3ケタで表示している。したがって、合計と内訳が一致しない場合がある。

参考資料 5 (1)

有機農産物(野菜)の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算

	年間出荷量 (a) (トン)	平均単価 (b) (円/kg)	年間出荷額 (a)×1000 × (b) (億円)
有機農産物(野菜) 有機JAS格付分	37,644	210	79
有機農産物(野菜) 有機JAS格付分を除く	25,000	187	47
合 計	62,644		126

※ 有機JAS格付分の年間出荷量は、農水省発表の「平成21年度認定事業者に係る格付実績」の数字を用いた。

※平均単価は以下の方法により計算した。

[平均単価の計算方法]

- ・平成21年の野菜産出額(農林水産省公表)・・・ 2兆2965億円 (c) ※いも類も含む
- ・平成21年の野菜の総生産量(農林水産省公表)・・・ 1595万8000 t (d)
- ・野菜の平均単価・・・ (c) ÷ (d) = 144 円/kg (e)

今回の二次調査では、有機農産物(野菜)は慣行農法産のものに比べて、有機JAS格付の場合は平均して 46%高く(144円×1.46≒210円)、有機JAS格付をしていない場合は 30%高く(144円×1.30≒187円)売れるという結果が得られた。

平均単価の算出に当たっては、有機農産物の販売価格慣行比を単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

参考資料 5 (2)

有機農産物(果実)の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算

	年間出荷量 (a) (トン)	平均単価 (b) (円/kg)	年間出荷額 (a)×1000 × (b) (億円)
有機農産物(果実) 有機JAS格付分	2,436	311	7.6
有機農産物(果実) 有機JAS格付分を除く	1,200	240	2.9
合 計	3,636		10

※ 有機JAS格付分の年間出荷量は、農水省発表の「平成21年度認定事業者に係る格付実績」の数字を用いた。

※平均単価は以下の方法により計算した。

[平均単価の計算方法]

- ・平成21年の果実産出額(農林水産省公表)・・・ 6984億円 (c)
- ・平成21年の果実の総生産量(農林水産省公表)・・・ 337万9000 t (d)
- ・果実の平均単価・・・ (c) ÷ (d) = 207 円/kg (e)

今回の二次調査では、有機農産物(果実)は慣行農法のものに比べて、有機JAS格付の場合は平均して 50%高く(207円×1.50≒311円)、有機JAS格付をしていない場合は 16%高く(207円×1.16≒240円)売れるという結果が得られた。

平均単価の算出に当たっては、有機農産物の販売価格慣行比を単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

参考資料 5 (3)

有機農産物(米)の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算

	年間出荷量 (a) (トン)	平均単価 (b) (円/kg)	年間出荷額 (a)×1000 × (b) (億円)
有機農産物(米) 有機JAS格付分	11,565	416	48
有機農産物(米) 有機JAS格付分を除く	14,000	442	62
合 計	25,565		110

※ 有機JAS格付分の年間出荷量は、農水省発表の「平成21年度認定事業者に係る格付実績」の数字を用いた。

※平均単価は二次調査で得られたデータを基に計算した。

参考:[慣行農法産の米についてのデータ]

- ・平成21年度の米の出荷総額(農林水産省公表)・・・ 1兆8044億円 (c)
- ・平成21年度の米の総生産量(農林水産省公表)・・・ 847.4万トン (d)
- ・米の平均単価・・・ (c) ÷ (d) = 213 円/kg

※ちなみに、本事業の二次調査では、慣行農法産の米の平均単価は 260円/kg という結果が得られた。

平均単価の算出に当たっては、二次調査で得られた単価を単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

参考資料 5 (4)

有機農産物(麦類)の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算

	年間出荷量 (a) (トン)	平均単価 (b) (円/kg)	年間出荷額 (a)×1000 × (b) (億円)
有機農産物(麦類) 有機JAS格付分	782	96	0.75
有機農産物(麦類) 有機JAS格付分を除く	260	104	0.27
合 計	1,042		1.0

※ 有機JAS格付分の年間出荷量は、農水省発表の「平成21年度認定事業者に係る格付実績」の数字を用いた。

※麦類には小麦と大麦の両方が含まれる。

※平均単価は以下の方法により計算した。

[平均単価の計算方法]

・平成21年の麦類産出額(農林水産省公表)・・・ 680億円 (c)

・平成21年の麦類の総生産量(農林水産省公表)・・・ 85万3000 t (d)

・麦類の平均単価・・・ (c) ÷ (d) = 80 円/kg (e)

今回の二次調査では、有機農産物(麦類)は慣行農法のものに比べて、有機JAS格付の場合は平均して 20%高く(80円×1.20≒96円)、有機JAS格付をしていない場合は 30%高く(80円×1.30≒104円)売れるという結果が得られた。

平均単価の算出に当たっては、有機農産物の販売価格慣行比を単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

参考資料 5 (5)

有機農産物(豆類)の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算

	年間出荷量 (a) (トン)	平均単価 (b) (円/kg)	年間出荷額 (a)×1000 × (b) (億円)
有機農産物(豆類) 有機JAS格付分	1,080	331	3.6
有機農産物(豆類) 有機JAS格付分を除く	260	303	0.79
合 計	1,340		4.4

※ 有機JAS格付分の年間出荷量は、農水省発表の「平成21年度認定事業者に係る格付実績」の数字を用いた。

※豆類には大豆、小豆、いんげん、らっかせいが含まれる。

※平均単価は以下の方法により計算した。

[平均単価の計算方法]

・平成21年の豆類産出額(農林水産省公表)・・・ 707億円 (c)

・平成21年の豆類の総生産量(農林水産省公表)・・・ 32万0000 t (d)

・豆類の平均単価・・・ (c) ÷ (d) = 221 円/kg (e)

今回の二次調査では、有機農産物(豆類)は慣行農法のものに比べて、有機JAS格付の場合は平均して 50%高く(221円×1.50≒331円)、有機JAS格付をしていない場合は 37%高く(221円×1.37≒303円)売れるという結果が得られた。

平均単価の算出に当たっては、有機農産物の販売価格慣行比を単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

参考資料 5 (6)

有機農産物(緑茶(荒茶))の年間出荷量、平均単価、年間出荷額についての試算

	年間出荷量 (a) (トン)	平均単価 (b) (円/kg)	年間出荷額 (a)×1000 × (b) (億円)
有機農産物(緑茶(荒茶)) 有機JAS格付分	1,873	2,100	39
有機農産物(緑茶(荒茶)) 有機JAS格付分を除く	120	2,200	2.6
合 計	1,993		42

※ 有機JAS格付分の年間出荷量は、農水省発表の「平成21年度認定事業者に係る格付実績」の数字を用いた。

※平均単価は以下の方法により計算した。

[平均単価の計算方法]

- ・緑茶(荒茶)の平均単価(平成18年)・・・ 1,592円/kg (財団法人世界緑茶協会のホームページより)
- 今回の二次調査では、有機農産物(緑茶(荒茶))は慣行農法のものに比べて、有機JAS格付の場合は平均して 32%高く(1,592 × 1.32 ≒ 2,100円)、有機JAS格付をしていない場合は 40%高く(1,592 × 1.40 ≒ 2,200円)売れるという結果が得られた。

平均単価の算出に当たっては、有機農産物の販売価格慣行比を単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

参考資料 5 (7)

有機農産物の年間出荷額についての試算

(単位:億円)

区 分	有機農産物 (有機JAS格付分)	有機農産物 (有機JAS格付 分を除く)	合 計
野菜	79	47	126
果実	7.6	2.9	10
米	48	62	110
麦類	0.75	0.27	1.0
豆類	3.6	0.79	4.4
緑茶(荒茶)	39	2.6	42
合 計	178	116	293

※ その他の農産物については、情報が少なかったため試算できなかった。

平均単価の算出に当たっては、二次調査で得られたデータを単純平均により求めた数値を使用していることから、平均単価を用いて算出している年間出荷額には、相応の誤差が含まれるものと考えられる。このため、平均単価、年間出荷額については、試算による参考として扱っていただきたい。

本資料の複製、および転載は、必ずNPO法人MOA自然農法文化事業団
の了解を得た上で行って下さい。

平成22年度生産環境総合対策事業
有機農業総合支援事業・有機農業栽培技術体系化促進対策
有機農業基礎データ作成事業 報告書

平成23年3月 印刷

平成23年3月 発行

発行所 NPO法人MOA自然農法文化事業団
発行 水野 昌司
編集 桑村 友章
事務所 〒410-2311 静岡県伊豆の国市浮橋 1606-2
電話 0558-79-1113 (お問い合わせは桑村まで)
FAX 0558-79-1115

URL www.moaagri.or.jp
